横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和３年３月

横芝光町

ごあいさつ

近年、我が国では急速に進行する少子高齢化・人口減少をはじめ、様々な社会問題が指摘されています。その中で、地域社会においてそれぞれの方が抱える課題も多様なものとなっており、その解決は一筋縄ではいかず、本町においても高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉など、多面的に施策を講じてきているところです。

しかしながら、今日、これまでのような縦割りの福祉制度では対応できない複合的課題や、制度の対象とならない領域における「制度の狭間」の問題等が生じていることにより、支援のあり方も抜本的な見直しが国により進められているところです。この中で、地域での支え合い体制により、誰もが自分らしく望ましい生活を送ることができるまちづくりを目指す「地域福祉」という考え方については、平成 30 年の社会福祉法改正により「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務化されるなど、近年国レベルで議論が進んでおり、市町村においても取り組みを進める必要があります。

本計画は、地域に暮らすそれぞれの人が、安心して自分らしく暮らし続けられるようにするために、地域の方々の参画を得た上で、行政としての取り組みという観点はもちろんのこと、地域社会として取り組むべきことは何かという観点からも検討を進め、策定された計画です。町民の皆様と行政が一体となって積極的にまちづくりに取り組めるよう、本計画に基づいて各種の施策を推進してまいりますので、町民の皆様におかれましては、引き続き積極的な参画とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を頂きました横芝光町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、地区懇談会などで貴重なご意見をお寄せ頂きました町民の皆様、並びに日頃より本町の行政に多大なるご支援・ご理解を頂いております皆様に、心から感謝申し上げます。

令和３（2021）年３月

横芝光町長　佐　藤　晴　彦

目次

第１章　計画策定の背景 1

第１節　計画の趣旨 1

第２節　地域福祉に関する動向 2

第３節　計画の位置付け 3

第４節　計画の期間 3

第５節　策定体制 4

第２章　地域福祉に関する現状 6

第１節　統計情報からみる現状 6

第２節　町民アンケート結果からみる現状 11

第３節　団体ヒアリング結果からみる現状 16

第４節　地域福祉に関する課題 21

第３章　計画の体系 22

第１節　目指す地域福祉のあり方 22

第２節　基本目標 22

第３節　施策体系 23

第４節　評価の仕組み 24

第４章　施策の展開 25

基本目標１　人のつながりがあるまち 25

基本目標２　支え合いの仕組みがあるまち 33

基本目標３　支え合いの輪が広がるまち 48

資料編 53

１．計画策定の経過 53

２．横芝光町附属機関に関する条例 54

３．横芝光町地域福祉計画策定委員会委員名簿 57

４．用語集 58

第１章　計画策定の背景

第１節　計画の趣旨

私たちが暮らす地域では、様々な人が生活しており、置かれている状況や、価値観、ライフスタイルといった点でも違いがあります。それぞれの人の暮らしには、大小様々な困りごとがあり、その解決に向けては、自助努力がなされたり、家族に助けられたり、あるいは地域の支え合いがあったり、公的な福祉の制度が役立ったりします。

しかしながら、今日では、日々暮らす上で生じる様々な困りごとの解決が難しくなっていると指摘されます。その背景としては、ライフスタイルの変化により以前のような家族同士の助け合いが難しくなっていること、地域社会のあり方が変わったことで支え合いの機能が弱まっていること、縦割りの公的な制度では対応できない複合的課題が生じていることなどが挙げられます。

それぞれの人が、地域で安心して自分らしく暮らし続けられるようにするために、行政として取り組むべきことが何か考えるのみならず、各自・各家庭で取り組むべきことは何か、地域社会として取り組むべきことは何か、地域の方々の参画を得た上であらためて検討し、取り組みを計画的に進めていくことが求められます。そのため、ここに「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

「地域福祉」は、地域での支え合い体制により、誰もが地域で自分らしく望ましい生活を送ることができるまちづくりを目指す考え方であり、地域のすべての方を福祉の「受け手」でありかつ「支え手」であると捉えるものです。そのため、地域福祉の推進は行政による取り組みだけでなしうるものではありません。地域の方々の声を踏まえた本計画に基づいて、地域の方々の参画を得た上で各種の取り組みを展開し、本町の地域福祉を推進していくことを目指します。

第２節　地域福祉に関する動向

地域福祉は、地域での支え合い体制により、誰もが地域で自分らしく望ましい生活を送ることができるまちづくりを目指す考え方ですが、その推進に向けて、各市町村において様々な内容の地域福祉計画が策定されてきました。平成 30 年４月には、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、任意とされていた地域福祉計画の策定が各市町村の努力義務とされたところです。さらに、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載するものとされました。

また、地域福祉に関する近年の議論として、国で提唱されているのが「地域共生社会」という概念です。これは、地域の人や団体それぞれがお互いにつながり合う中で、制度や分野による縦割りを超え、「支え手」「受け手」に分かれることなく支え合い、暮らし・生きがい・地域を創っていく、という社会のあり方を指します。令和２年には、この地域共生社会の実現に向けて、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されたところであり、引き続き注目が必要な概念となっています。

本計画に関しても、こうした動向を踏まえて内容を検討し、策定したものです。

〈地域福祉に関する近年の国の動き〉

平成 28 年	○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ▼「支え手」「受け手」に分かれる福祉ではなく、地域住民が地域づくりを「我が事」として取り組んでいく仕組みをつくるとともに、縦割りを超えた「丸ごと」の総合相談支援の整備等を進めていくため、その具体策の検討の加速化を目的に、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置された。
平成 29 年	○市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインの改定 ▼市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項とその詳細な説明や具体的な例が示された。
平成 30 年	○改正された社会福祉法の施行 ▼「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正され、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定が努力義務化された。
令和元年	○地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ ▼有識者らによる検討会において、市町村における包括的な支援体制の整備のあり方について、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つを一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきと示された。
令和２年	○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の成立 ▼地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する事業が市町村の任意事業として創設された。

第３節　計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条のいう「市町村地域福祉計画」に相当します。地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置付けられるものであり、高齢者福祉分野の「横芝光町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、障害者福祉分野の「横芝光町障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」、児童福祉分野の「横芝光町子ども・子育て支援事業計画」及び保健福祉分野の「横芝光町健康増進計画及び自殺対策計画」をはじめとした本町の各福祉分野別計画の上位計画として、本計画は位置付けられます。そのため、各福祉分野を横断する取り組みについても定めるほか、分野の狭間にある課題への対応についても本計画において定めます。また、本町の最上位計画である「横芝光町総合計画」の内容を踏まえ、特にその福祉分野の内容と整合する計画として、本計画は策定されるものです。

また、本計画は、本町において住民主体の地域福祉の推進に大きな役割を果たしている横芝光町社会福祉協議会の取り組みについても定めることで、「地域福祉の推進に関するより具体的な取り組みについて定める「地域福祉活動計画」としての性格も有するものとし、もって「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定されるものです。

〈他計画との関係〉

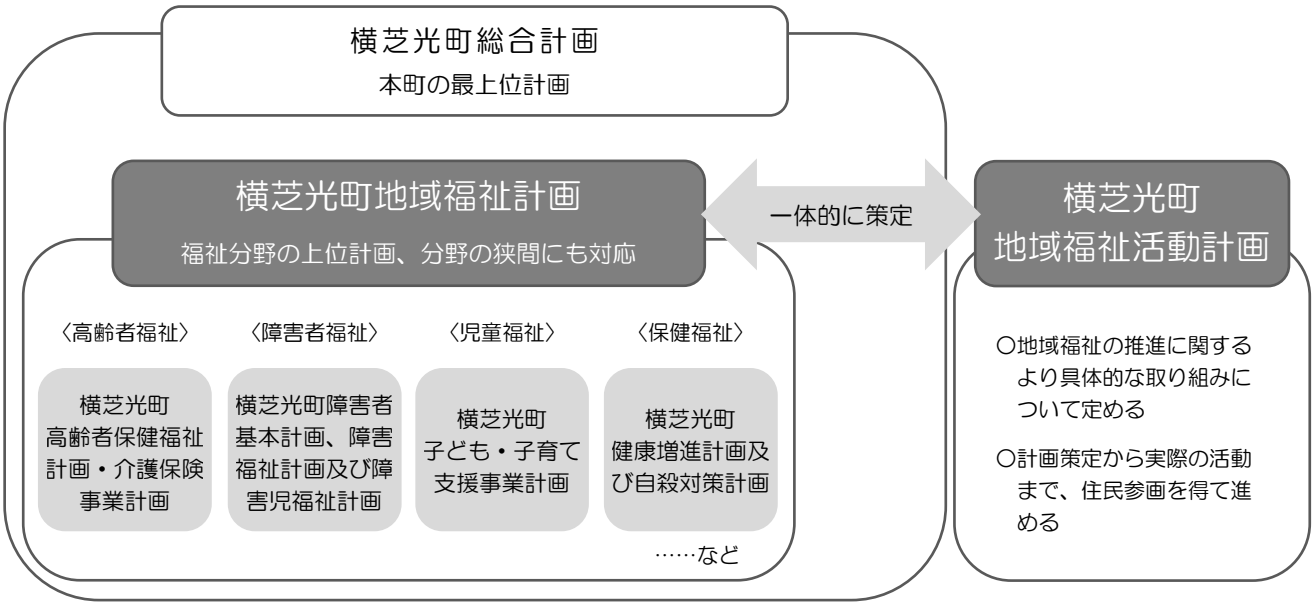

第４節　計画の期間

本計画は、本町の福祉に関する体制及び基盤の整備に向けた取り組みを含むものであり、一定の期間を要すること、また地域の実情に即した取り組みを進める観点から定期的な見直しが必要であることを鑑み、計画期間は令和３（2021）年度から令和７（2025）年度の５年間とします。

第５節　策定体制

地域福祉の推進は、行政や特定の立場の方々の尽力のみによってなしうるものではなく、地域の方々の状況や声を広く把握し、どういった取り組みが必要か、どういった取り組みができるか、地域の方々の参画を得た上で検討することが求められます。

本計画の策定にあたっては、町民に対するアンケート及び関係団体へのヒアリングを通して現状及び課題を把握した上で、多様な関係者から成る計画策定委員会の設置及び同委員会での議論を通して、必要となる取り組みの内容につき検討しました。

〈策定の流れと策定体制〉

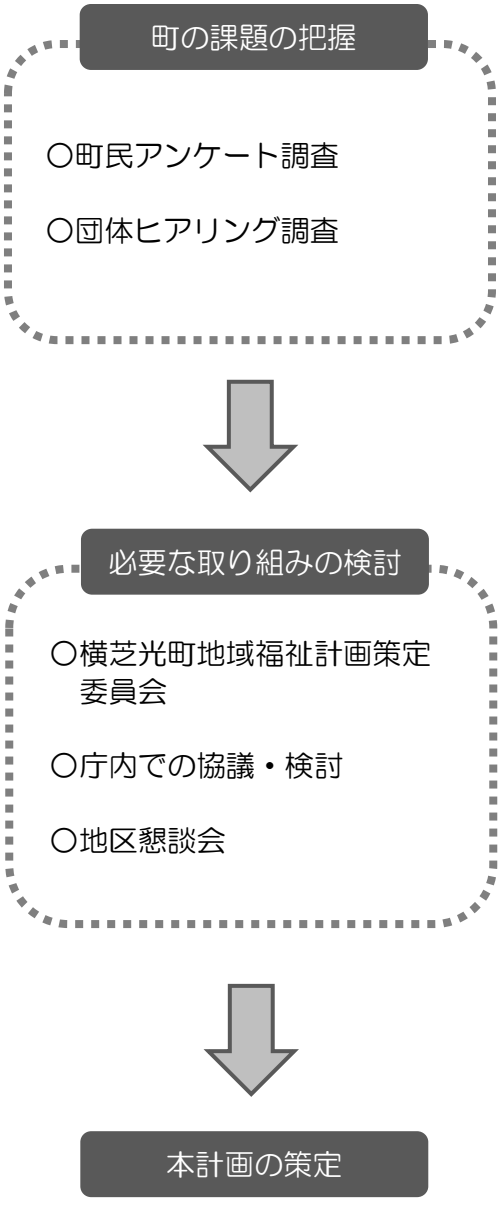

○町民アンケートでは、無作為に抽出した 18 歳以上の町民 2,000 名を対象に、地域福祉に関する現状や意識、ご意見などを伺いました。

○団体ヒアリングでは、地域福祉に関連する活動団体に対しアンケート及び対面でのヒアリングを行い、地域福祉に関する現状や課題を伺いました。

○計画策定委員会では、福祉団体の代表者、事業者、町民など計 14 名の委員による議論を重ね、必要な取り組み及び計画の記載内容の検討を行いました。

○地域福祉計画は福祉分野の上位計画として多分野に関連するため、計画に盛り込むべき内容については庁内の関連部署との協議を適宜行いました。

○地区懇談会では、本計画を町民と行政の協働によるものとするため、必要な取り組みについて住民の声を聞く場としてワークショップを実施しました。

地区懇談会について

地域福祉の着実な推進に向けて、住民の方々にも地域課題についてご共有頂くとともに、「地域でできるとよいこと」をご検討頂く場として、「地区懇談会」を開催しました。

挙げられた意見については、第４章「施策の展開」において記載しており、本計画を町民と行政の協働により推進していきます。

〈地区懇談会実施概要〉

日時	場所	参加者
令和２年 11 月 18 日 18 時より	横芝光町 文化会館	地区社協等の福祉関係団体にご所属の方や大学生など、 20 代から 70 代の 21 名

〈地区懇談会の様子〉

第２章　地域福祉に関する現状

第１節　統計情報からみる現状

（１）人口

本町の人口は減少傾向にあり、平成 27 年から平成 31 年にかけての４年間では総人口が約５％減少しています。また、年齢４区分別にみると、０～14 歳の年少人口や 15～64 歳の生産年齢人口が減少傾向にあるのに加え、65～74 歳の前期高齢者も平成 30 年を境に減少傾向に転じています。一方で、75 歳以上の後期高齢者は継続的に増加している状況です。

〈年齢４区分別人口の推移〉

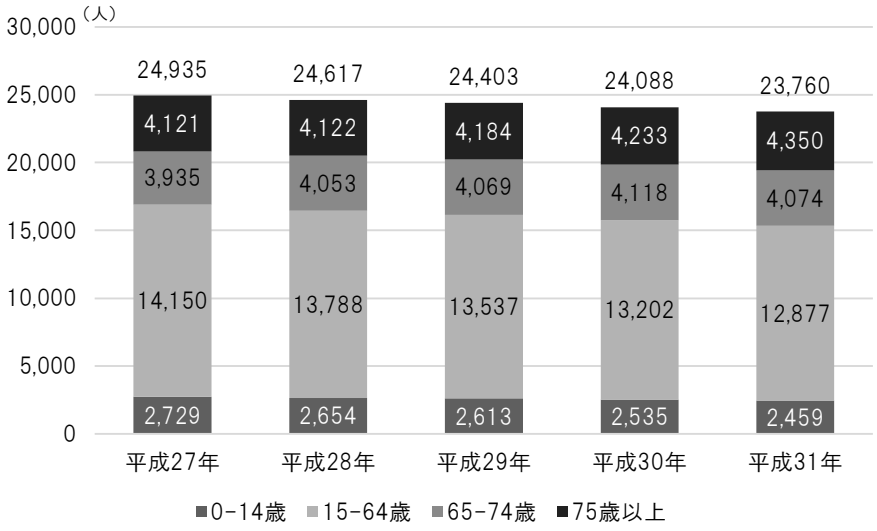

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日時点）

（２）世帯

人口減少の一方、本町の世帯数は増加傾向にあり、１世帯当たりの人口が減少しています。

〈世帯数と１世帯あたりの人口の推移〉

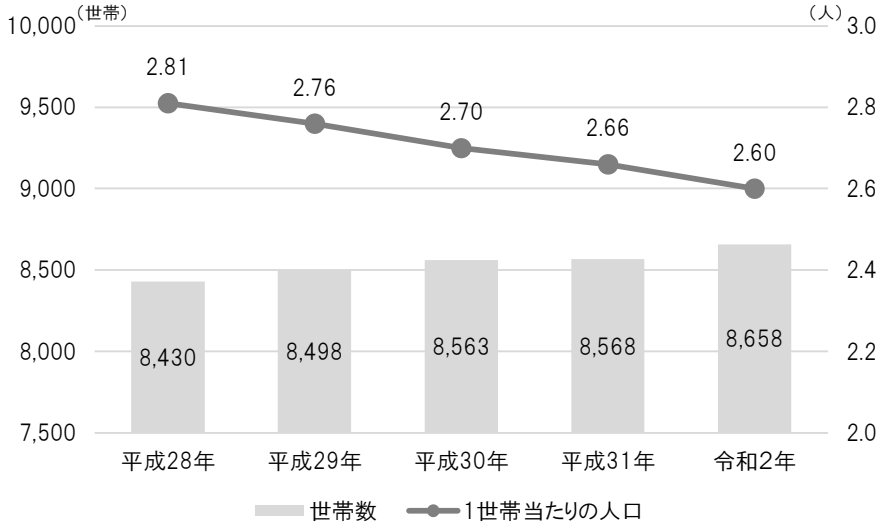

出典：千葉県毎月常住人口調査（各年１月１日時点）

（3）子ども

本町では、出生数が著しい減少傾向にあり、平成 27 年から令和元年の４年間で約３割減少しています。

〈出生数の推移〉

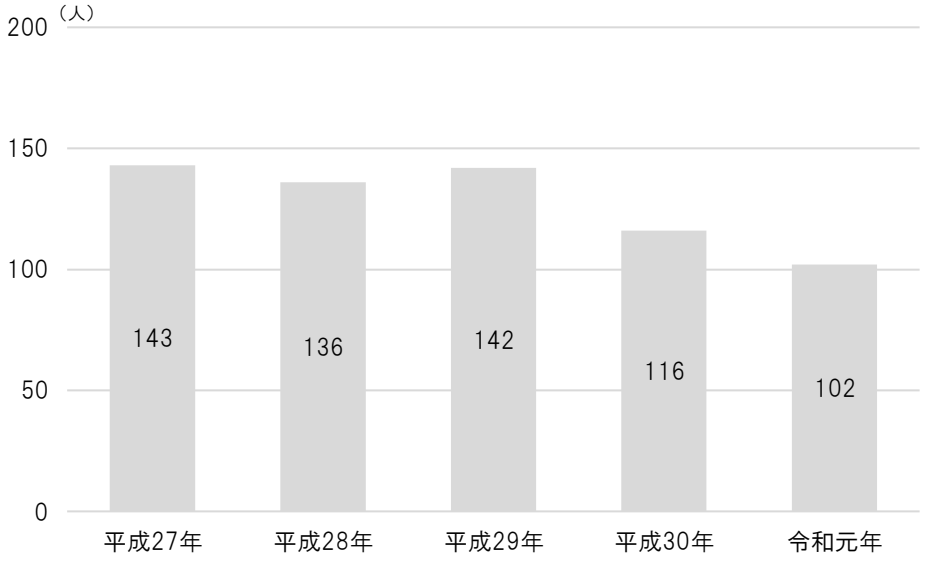

出典：千葉県毎月常住人口調査

（4）障害者

いずれの種類の障害者手帳についても、所持者数が増加し続けています。

〈障害者手帳所持者数の推移〉

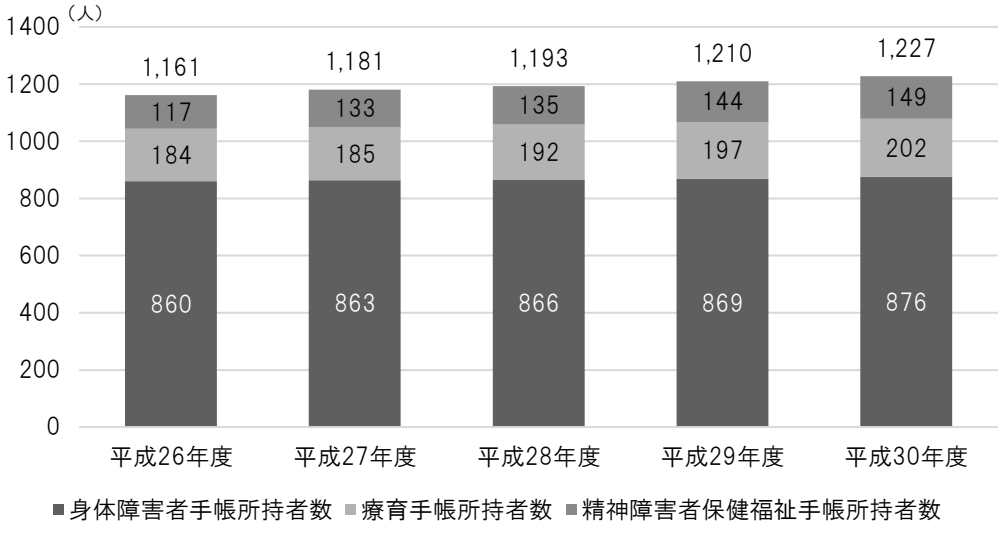

出典：千葉県「市町村ごとの障害者手帳所持者数」（各年度３月 31 日時点）

（5）高齢者

本町において、要介護（要支援）認定者数は右肩上がりに伸びており、平成 27 年から平成 31 年の４年間で２割弱増加しています。

〈要介護(要支援)認定者数の推移〉

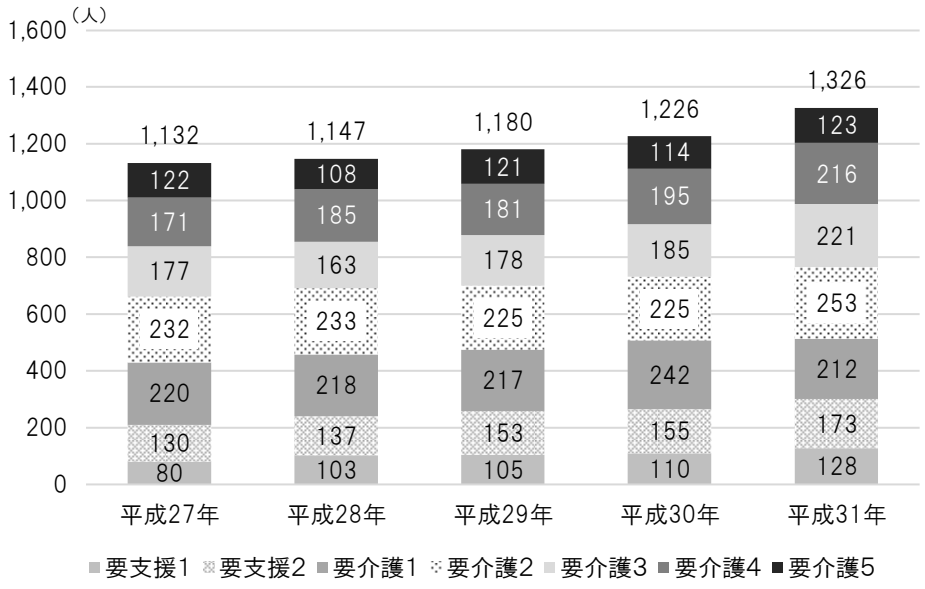

出典：「見える化」システム（各年３月末時点）

また、認知症高齢者数も著しく伸びており、平成 27 年度から令和元年度の４年間で２割強の増加がみられます。

〈認知症高齢者数の推移〉

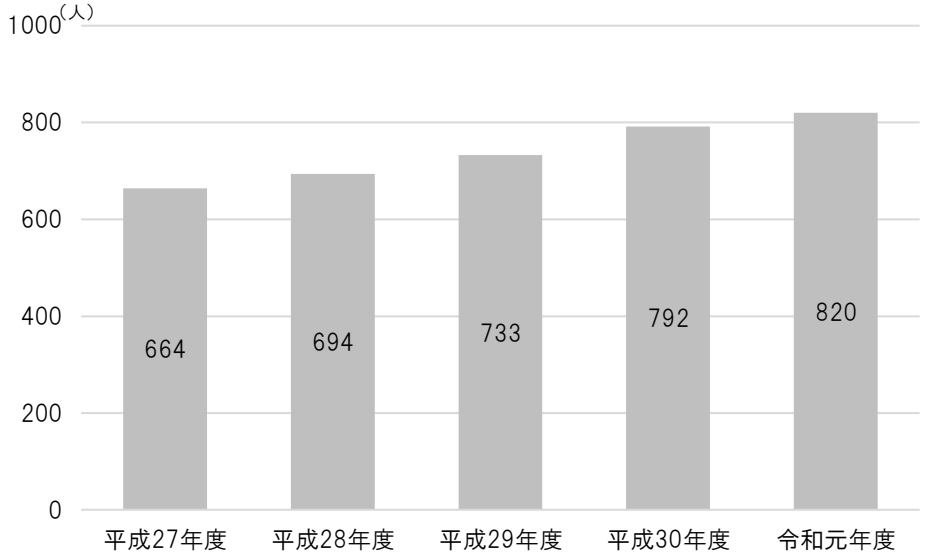

出典：介護認定における医師の意見書（各年度３月 31 日時点）

（６）生活困窮者

生活保護受給世帯数・受給人員数ともに右肩上がりの増加傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度にかけての４年間で約３割増加しています。

〈生活保護受給世帯数・受給人員数の推移〉

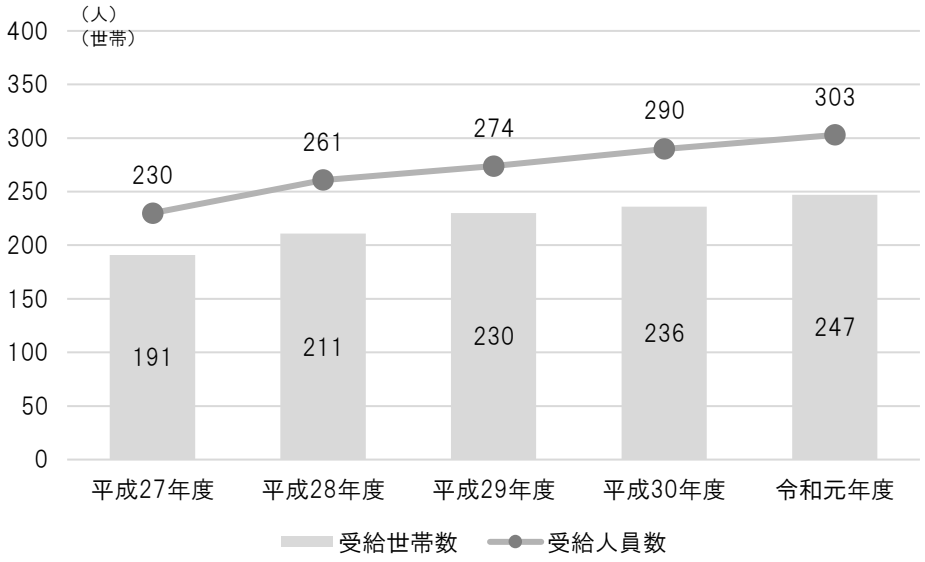

出典：千葉県（各年度３月 31 日時点）

（７）DV

DV とは「ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）」の略語で、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。本町においても、DV の相談が毎年度 10 件前後ある状況です。

〈DV 相談件数の推移〉

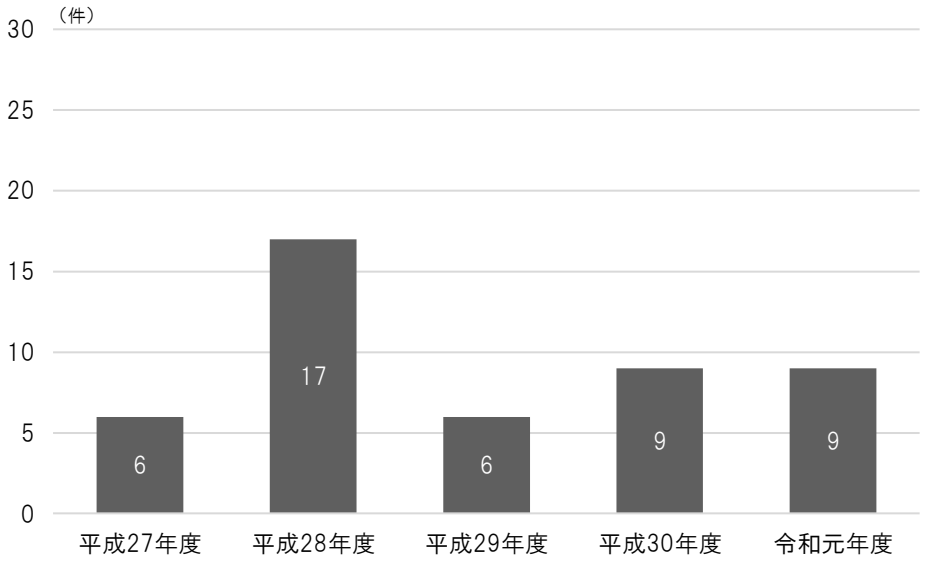

出典：県実績報告（四半期ごと）（各年度３月 31 日時点）

（８）地域福祉関連の活動

地域福祉関連の活動に関する状況をみると、ボランティア登録者数については、増減を繰り返しながらも、平成 27 年度から令和元年度にかけて約２割増加しています。

〈ボランティア登録者数の推移〉

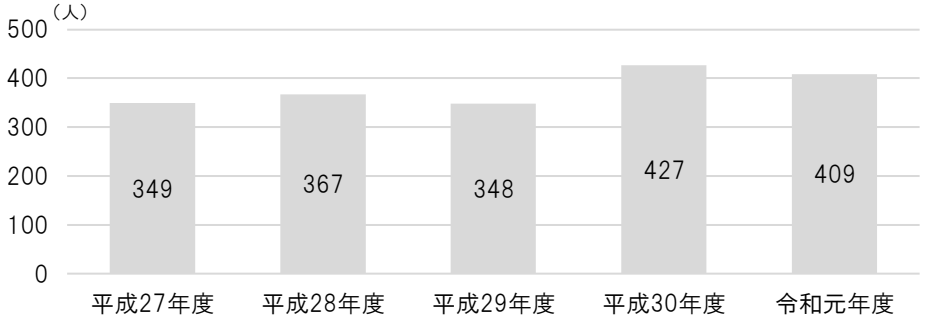

住民たすけあいサービスは、買い物やごみ捨てなど日常生活に支障がある方に対し、協力会員がサービスを提供するという、町民同士の支え合いを推進するものです。協力会員数・利用者数をみると、ともに概ね横ばいの推移となっています。

〈住民たすけあいサービスの協力会員数・利用者数の推移〉

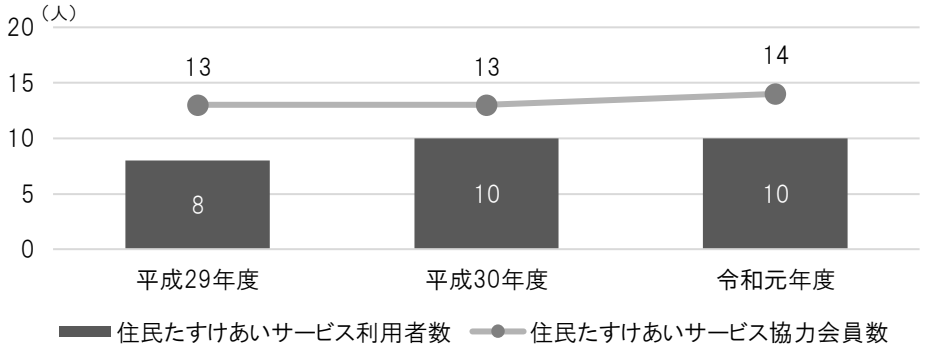

ふれあいサロンは、地域にお住まいの高齢者や子育て中の方など、誰もが身近な場所で気軽に集える場所をつくるものです。ふれあいサロンの箇所数は概ね横ばいで推移しています。

〈ふれあいサロン箇所数の推移〉

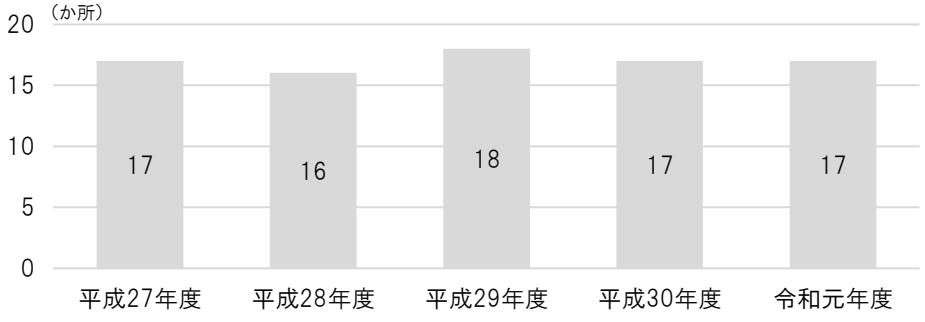

本ページの数値情報の出典：県社協実績報告（各年度３月 31 日時点）

第２節　町民アンケート結果からみる現状

本計画の策定に先立ち、町民の日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意向など、地域福祉に関する幅広い事項を把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

〈町民アンケート調査実施概要〉

調査対象者	調査方式	実施時期	有効回答数	有効回収率
無作為に抽出された、町内に居住する 18 歳以上の方 2,000 名	郵送での書面調査	令和２年３月	1,014 件	50.7%

この調査の結果及びその分析については、別途報告書としてまとめたものですが、以下、結果の概要を抜粋して示します。

（１）回答者自身について

回答者の年齢構成としては高齢者が多くなっている

回答者の年齢については、65 歳以上の高齢者が合わせて半数弱、また 75 歳以上の後期高齢者が約２割となっています。

〈あなたの年齢はおいくつですか〉

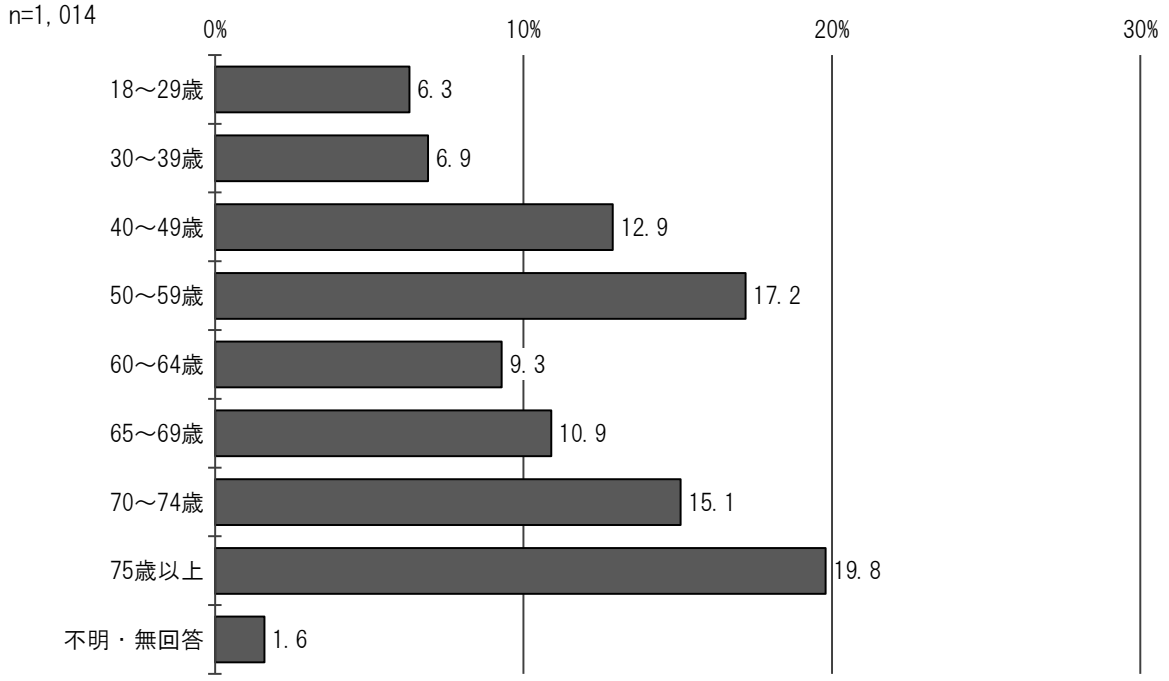

（２）地域での暮らしについて

困ったときに助け合える近所づきあいが「必要だとは思うのに、ない」方が一定数いる

隣近所の方と困ったときに気軽に助け合えるつきあいは「ある」が６割弱にとどまっているものの、「必要だと思う」は８割を上回っています。

〈困ったときには気軽に助け合えるつきあいがあるか〉

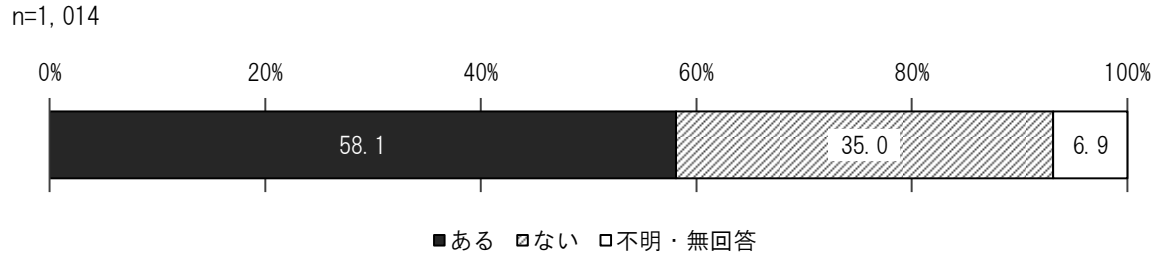

〈困ったときには気軽に助け合えるつきあいが必要だと思うか〉

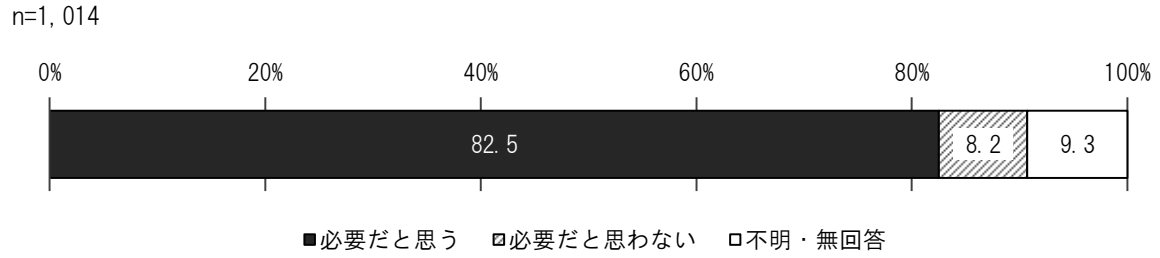

近所でお困りの方に対し、可能な範囲で協力したいという方が半数以上である一方、何かができると思わない方が約３割いる

隣近所の日常生活で困っている方への関わり方の意向について、「できることはあると思うので、可能な範囲で協力したい」との回答が 52.9%と半数を超える一方、次いで多い「関わってもよいが、何かができるとは思わない」は 28.6%となっています。

〈隣近所の日常生活で困っている方にどのように関わりたいか〉

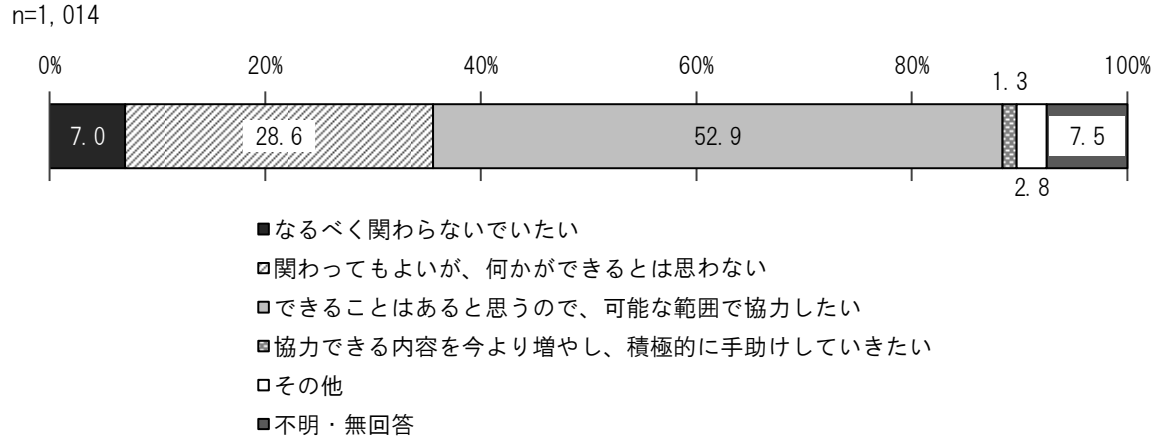

（３）地域での活動やボランティア活動について

地域活動への参加割合は必ずしも高くないが、４割以上の方に今後の参加意向がある

地域での活動（各種の行事・イベントやボランティア活動、趣味の活動など）への参加状況については、「まったく参加していない」が 39.8%と最も多く、「よく参加している」「どちらかといえば参加している」を合わせた『参加している』は約３割にとどまっています。

一方、今後の参加意向については、「まあ参加したい」が 35.4%と最も多く、「ぜひ参加したい」と合わせた『参加したい』が４割半ばとなっています。

〈現在、地域での活動に参加しているか〉

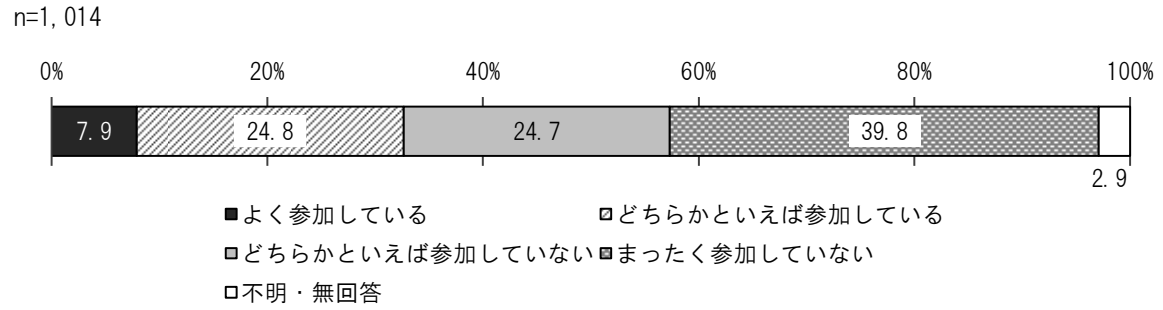

〈今後、地域での活動に参加したいか〉

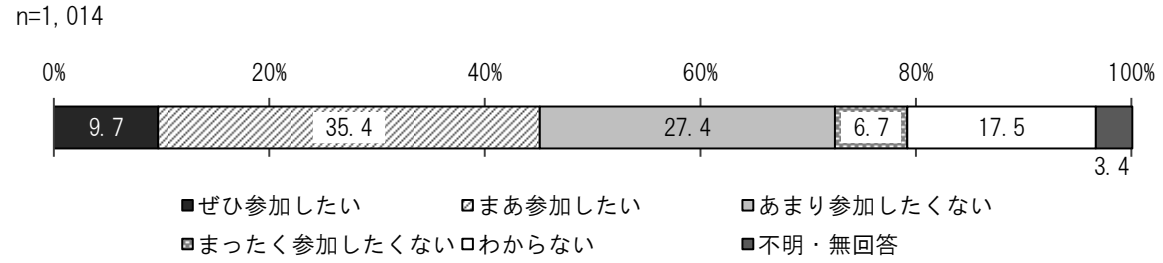

地域活動を行う団体の方にとっては、担い手の確保が問題となっている

地域で活動を行う組織・団体に加入している方に限定して、地域での活動を推進する上で気になることを伺ったところ、「活動の担い手が不足している」の回答が 51.6%と最も多く、次いで「活動の担い手が固定的である」が 29.6%となっています。

〈地域での活動を推進する上で、気になることや問題と感じることがあるか（複数回答）〉

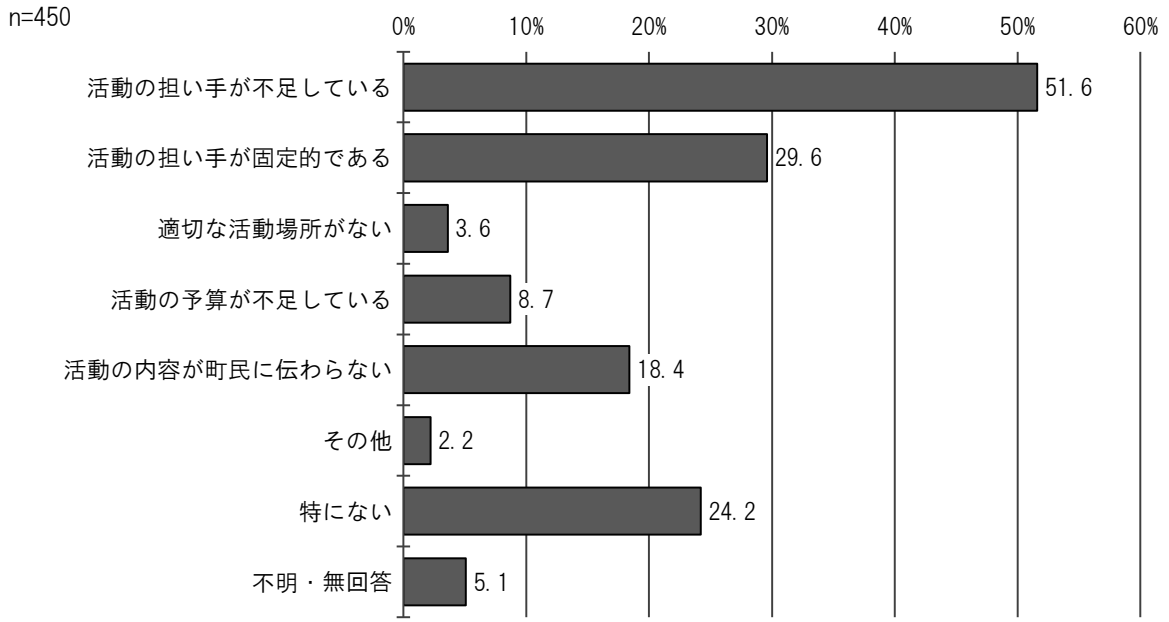

（4）災害時の対応について

地域の防災訓練への参加状況は必ずしも高くない

日頃から地域の防災訓練に参加しているかについて、「いいえ」が７割を超えており、「はい」は約２割にとどまっています。

〈日頃から地域の防災訓練に参加しているか〉

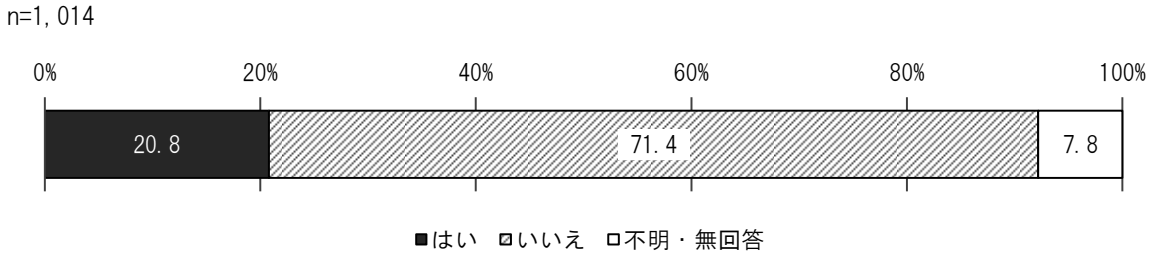

2019 年の台風被害時は、助け合いが必要と感じた方が半数を超え、実際に助け合いが十分だったと感じた方は約４割

2019 年の千葉県での台風被害において、住民同士の助け合いが必要と感じる場面があったかについては、「あった」が 51.5%と半数を超えています。また、実際に行われた住民同士の助け合いが十分だったと感じたかについては、「まあ十分だった」が 28.6%と最も多く、「十分だった」と合わせて『十分』が約４割となっています。一方、「あまり十分でなかった」「不十分だった」を合わせた『不十分』が約２割となっています。

〈2019 年の千葉県での台風被害時、周辺で、住民同士の助け合いが必要と感じる場面があったか〉

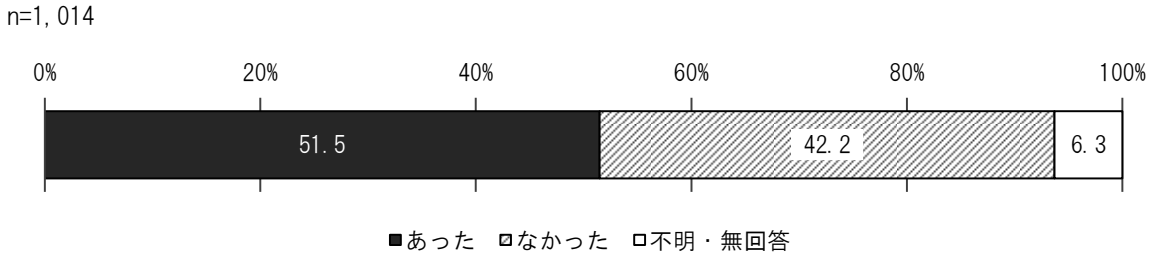

〈実際に行われた住民同士の助け合いは十分だったと感じたか〉

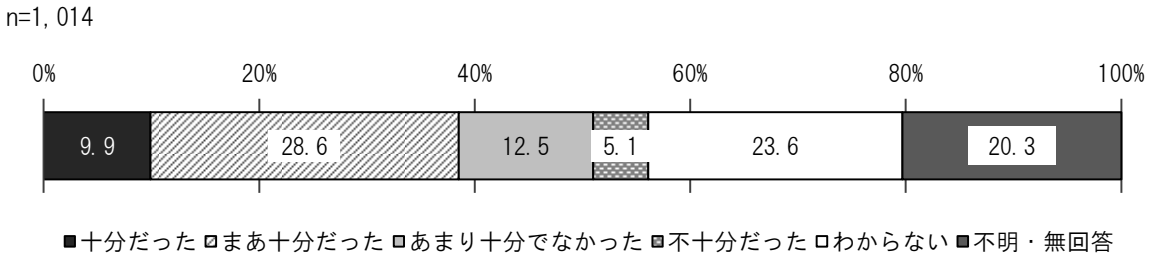

（５）地域福祉の推進について

地域の福祉を充実させていく上で行政と住民の協働が必要と考える方が半数以上

地域の福祉を充実させていく上で行政と地域住民の関係がどうあるべきかについて、地域福祉の理念に沿った「行政も住民も協力し合っていくべき」との回答が最も多く、半数を超えています。一方、次いで多いのは「行政が主導して充実させていくべき」で 19.6%、また「わからない」が 12.7%となっています。

〈地域の福祉を充実させていく上での行政と地域住民の関係について、どうあるべきと考えるか〉

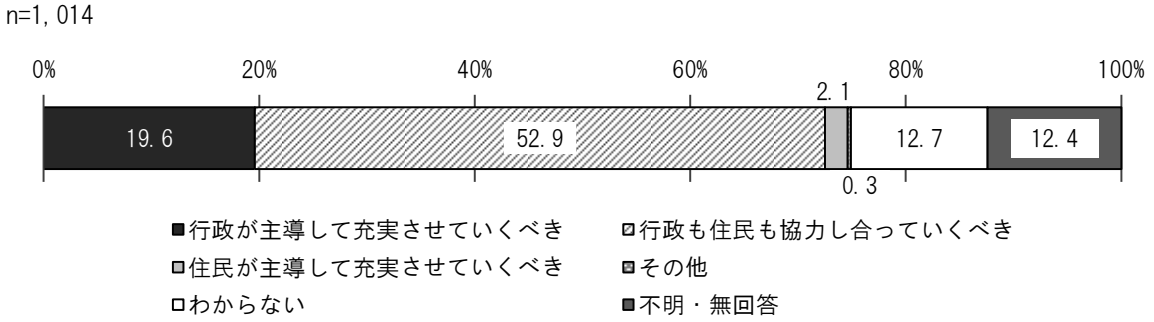

第３節　団体ヒアリング結果からみる現状

本計画の策定にあたり、地域福祉に関連する活動団体へのアンケート調査、及びその調査結果を踏まえての対面でのヒアリングを行い、地域福祉に関する現状や、活動における課題及び活動を通して感じる本町の課題、また今後の他団体等との連携に関する考え、さらに地域福祉全般における考えについて伺いました。

〈団体アンケート調査実施概要〉

調査対象者	調査方式	実施時期	有効回収数	有効回収率
地域福祉に関連する活動団体（23 団体）	郵送での書面調査	令和２年６月	18 件	78.3%

〈団体ヒアリング調査実施概要〉

調査対象者	調査方式	実施時期
地域福祉に関連する活動団体（13 団体）	対面でのヒアリング（複数団体同時参加）	令和２年８月５日（午前と午後の２回）

以下に、主要な結果及び意見を示します。

（１）活動をする上での課題について

活動における課題及び活動を通して感じる本町の課題について伺ったところ、複数の団体から「地域住民からの理解」「活動の担い手・参加者の確保」「複合的課題」について意見があり、またその他の意見も頂きました。

「地域住民からの理解」に関しては、活動をスムーズに行うためには活動に対する理解を得ることが必要だという意見、地域での支え合いの推進に向けて地域住民の参画も必要だという意見、また、支援の制度等の情報が理解されるようアプローチが必要だという意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

地域住民からの理解
各委員の担当地区において独居高齢者の見守りを行っているが、民生委員が顔見知りでない場合や、相手方に理解されない場合もあり、面識のない人の見守りということの難しさがある。
活動に対する周囲の評価が低く、「勝手に活動している」と思われたり「営利活動だ」と見なされたりすることもある。
核家族化が進む中において、子育て支援の地域づくりということを、例えば子どもが泣いている際に近所の方が気軽に声をかけるなど、町ぐるみで行っていけるとよい。

少年犯罪や非行防止、社会復帰を目指す活動をしているが、再犯防止においては定職をもつことが重要である。以前は意思決定をする社長のような立場の方がいて、そうした方が働き場所を提供するという判断をしていたが、町の現状は違っており、そうした立場にない方から「自分のところで雇う」という判断はしてもらいづらい。協力雇用主をみつけたいが、手を挙げてもらえない。
少子化を踏まえて地域に求められることに関して、具体的にこれをすれば、ということではないものの、昔はもっと地域で育てる意識があったことが指摘される。また、父親の育児参画が可能となるような企業理解が必要である。
災害時に取り組んだこととしては声かけがある。日吉地区には傾斜地が多く、強い雨の際は土砂災害の危険があり、巡回するが、いざ「どこの家が自力避難に不安のある家なのか」となると情報が十分でない。そういった声かけについて、隣近所で常に行える状態であればよい。
情報が住民に行き渡っているかという点では、例えば一般の住民にご参加頂いて障害のことなどをご理解頂く、といった機会の設定があるとよい。困った状況になってからでないと事業が知られず、様々な制度が設計されすぎて、複雑であり理解されない。集まってもらい伝えるといった取り組みなど、日頃からの周知が重要である。

「活動の担い手・参加者の確保」に関しては、高齢化や人員減少により諸活動の実施が難しいという意見、知名度が低いために関係団体の参入拡大が行えていないという意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

活動の担い手・参加者の確保
組織としても高齢化・担い手の確保が課題となっており、行事についても今年は中止の方向で進んでいる。
会員の高齢化・人数減少があり、行事を行おうとしても、人数が少ないため行えないこともある。具体的には、会員数がもう少し多くても、行事に集まるのは 12,3 人であり、バスを借りて旅行といった企画は難しい。個人的なつながりのあった他団体との共同実施により行事が行えた例はあったが、全体的に人員減少の影響が強い。
ボランティア団体等に登録を呼びかける手段としては広報紙、会員よりの声かけがあるが、直接小規模の活動団体にまでのアプローチはない。ボランティア団体の登録拡大が課題であり、知名度がない。どういった団体も受け入れる体制はできており、ボランティア活動をしている方には参入してほしい。

「複合的課題」に関しては、地域において生じる課題が必ずしも個別の福祉の分野で完結する内容ではないという意見、実際に支援する上では情報共有のみではない確かなチーム体制が必要だという意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

複合的課題
生じている問題が、高齢者だけの問題でなくなってきており、介護保険の考え方等においても、「地域住民」というくくりで考える状況に変わってきている。活動上、他機関等との連携は必須であり、行政や社協、その他団体等に相談しながら対応を進めている。相談に来訪した方が満足して相談が終わるということもなかなかなく、高齢者自身の問題ということだけで完結せずに、その息子や関係者の課題が出てくることが非常に多い。
複合的課題への対応といったテーマがあるが、どう家庭の中に入っていくのかが重要であり、例えばひとり親家庭に入っていくなら、子どもへの支援のみならずその親へのアプローチもするといったことである。連携といっても、情報共有だけでなく確かなチーム体制が必要であり、「誰かがやるだろう」ということで終わらせないことが求められる。

その他の意見に関しては、認知症への対応に関する意見、新型コロナウイルスの影響に関する意見等がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

その他の意見
認知症に関して、介護保険サービスにつなぐことはできるが、症状のある本人が悩むだけでなく、その家族が「まさかうちの家族が」と動揺することも多い。重度になってくれば、昼夜を問わず対応が必要になる。家族への支援という面で話を聞いたり悩みを理解したりし、家族にほっとして頂くのも自身らの役割だと考えている。地域での取り組みとしては、見守りが重要だろうと思われ、町でも見守りネットワークや認知症サポーター養成講座があるが、そういった活動と実際の悩みが合致しているか、という点は当団体の職員も考えている。まずは認知症について地域の方に理解して頂くのが自身らの役割と考えている。一方で、認知症に関する対応はマニュアル通りにはいかない。介護保険サービスによる対応も 24 時間 365 日の中では限定的であり、例えば自身らは、徘徊し保護された認知症患者を警察に迎えに行くということもあるが、その独居の認知症患者を家に連れて帰ってよいのかということもある。近所の人に見守りをお願いしたとしても、責任をもってもらうための依頼ではないものの、そこまで責任はもてないと言われ、「早く施設に入れないのか」といったことを言われることも多く、またすぐに施設には入れないのも実情である。
新型コロナウイルスの影響で活動が止まっており、行事について中止や様子見という判断となっている。現状の対応としては、一堂に会することを控えて電話での話し合いを行うなどしているが、新型コロナウイルスについても素人の集まりという面があり、様々な意見が出てしまうことが懸念され、それをまとめてどういう方針で進めるかという難しさもあることから、活動に対する線引きも必要ではないかと感じる。

（2）他団体等との連携に関する考えについて

今後の他団体等との連携に関する考えについて伺ったところ、複数の団体から「今後の連携への展望」「連携することの難しさ」について意見があり、またその他の意見も頂きました。

「今後の連携への展望」に関しては、他団体と話し合う場の設置など、連携により活動を推進していきたいという意見、現状十分な連携が取れているという意見、また、活動に対する情報提供や指導がほしいという意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

今後の連携への展望
社協を通じて、「こういった活動ができないか」と打診をもらっているが、他を含め様々な相手とつながりたい。事によっては、当会で提供できるものによって、どこかの問題を解決できるかもしれないと考えているが、情報が入ってこない。民生委員や地域包括支援センターなどから困っている内容を聞くことが今日この場でできたが、そうした困りごとを聞ける・話し合う場がほしいと思う。
食は重要なものであり、高齢の単身者においては栄養の偏った食事となる恐れもあり、調理ができるようにとのことでシニアカフェの取り組みを始めたところである。本日この場で話を伺い、独居高齢者の見守り等をされている方がいることを知った。こういったシニアカフェがあるということを知らせていって頂ければと思う。
妊産婦や子育て家庭の問題については、家庭内に介護・障害といった様々な問題もあったりする。役場内でも連携が大事なところであるが、本日この場であらためて様々な団体の活動や課題を知った。アンテナを高く張って、様々な団体とも連携していければと思う。多分野間の連携という面では、顔合わせの機会があるとよいかと思われ、一堂に会する講習会なり研修会なりの場があるとよいと思われる。
他機関等との連携についても、要望があれば、また教えてもらえれば、応じられるようにしたい。
本町において活動する上で、おかげさまで色々な団体と連携を取らせてもらえており、その点で困っている状態ではない。
高齢者福祉に関して、町の社会福祉協議会から指導を受けているが、地区社協自体は任意団体であり、組織の人材の高齢化もある中で、大きな行事等を開催しようとすれば、参加者のみならず関係者側においても健康面等の懸念がある。自身らとしては特別の知識や資格があるわけではないことから、指導を頂きながら、行事の簡素化等を行っていければよいかと考える。

「連携することの難しさ」に関しては、様々な意見に対し収拾をつけることが難しいという意見、連携というだけではなく実際に意味のある活動として形にしていくことが必要という意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

連携することの難しさ
地域全体・各種団体と協議の場を設けられればそれぞれ意見が出ると思うが、それぞれの思い入れが出てきてしまうと難しいかと思う。町内の合併の歴史があり、地域差というものが埋め切れてはいない。
連携や協力ということが掲げられているが、形にしていくことが必要である。まちづくりや雇用の創出を一体的に推進し、明るく前向きな地域福祉として、具体的な活動を定めていくことが重要である。また、福祉とそれ以外の分野との連携について、他自治体の先進的な事例として、資金等の資源がない中で、活動の共有・情報発信を行って協力していけるように、行政が地域住民の主体的活動を後押しするというものがある。資金を莫大に投資したものではなく、SNS 等を活用する。負担感を前面に押し出すのではなく、積極的な活動を通して協力を得ていくような、風通しのよいものであり、場づくりなども含めたものである。行政に様々な取り組みを要望するというよりは、地域での活動の後押しをしていく姿勢が重要となる。また、地域福祉を推進する上で、課題の把握・協議をして支援につなげるということだけでは不十分で、実際にそうした活動を行っていく上での「地域の資源を作っていくこと」も含めての「連携」である。

（3）その他地域福祉全般における考えについて

その他地域福祉全般における考え方として、複数の団体から「自立支援の考え方」「楽しみのある活動」について意見を頂きました。以下に、主要な意見の概要を示します。

自立支援の考え方
現在は各種の支援が充実してきているが、制度の見直しや統合が必要であり、必ずしもつながりや連携ということを押し出すのみではなく、整理を行いシンプルにすることが求められる。様々な福祉の充実は自立心の低下にもつながり得るものであり、どれだけやっても限りがないという面もあることから、それぞれの自立を旨とし、それでも不具合が生じる場合にはセーフティーネットがある、という福祉であるべきと考える。
地域ケア会議の場で、高齢者及びその家庭を支える上で意見を様々な立場から頂いており、自助努力による部分と行政により整備する部分等につき議論がある。担い手の問題ということもある中で、自身の考えでは、自立支援ということで、その方自身で何ができるかということを念頭に置いて支援していくことが重要だと思う。介護保険制度が始まって、「何かをしてもらおう」という姿勢の方も一部いる。支援をするのは当然のことではあるが、何かができるようになったということを共に喜べるような環境が重要である。

福祉行政に長く携わっている身として、伴走型の支援、自立支援ということが重要であるかと考えている。
楽しみのある活動
この場に集まった団体の中にはシビアな課題に取り組んでいる団体もあると見受けられた。では当団体で取り組むことは何かとなると、地域を明るく楽しくすることが役目ではないかと考え、そういう面で協力できればと思う。
福祉関連の事業所は手が一杯の状況で仕事をしている中で、官民協働を推進する上での視点としては、例えば自身の子どもが参加したら楽しさを理解してくれるかといった視点で、身近な人が興味をもってくれるようなことをやるという考え方が大事だと思われる。

第４節　地域福祉に関する課題

本章でみてきた各種の現状を踏まえ、本計画における主要な課題意識を以下の通り整理します。

○地域のつながりの醸成

本町において、地域のつながりや助け合いが必要ではあるものの、そうしたつながりや助け合いが必ずしも十分ではないことがわかりました。実際に地域福祉に関する活動をされている団体からも、互いに見知った関係でない中での支え合いを行う難しさが指摘されたところです。一方で、近所でお困りの方に対し可能な範囲で協力したいという方も多く、支え合いの潜在的な人材は豊富と考えられることから、地域福祉を推進していく一歩目として、地域のつながりの醸成を課題と捉えます。

○複合的課題への適切な対応

地域でお困りの方が抱える課題は必ずしも縦割りの福祉による対応が可能なものではなく、分野を横断した複合的課題が生じていることがわかりました。自立支援の観点からは自助努力も重要である一方、相談を受ける側がその先の支援への取り次ぎを適切に行う、複合的課題に対応するための資源や適切な連携体制がある、といったことも非常に重要になることから、支援の体制整備として、複合的課題への適切な対応を課題と捉えます。

○地域福祉の推進に向けた人材の養成

少子高齢化が進む本町において、地域福祉の活動における担い手不足が指摘されます。一方、近所でお困りの方に対し、関わる意向があっても何かができるという実感のない方も多いことがわかったところです。こうした潜在的な人材に対し、それぞれの意向に応じた形で、支え合いへの参画機会や必要な情報を提供し、地域福祉の推進に向けた人材の養成を進めていくことを課題と捉えます。

第３章　計画の体系

第１節　目指す地域福祉のあり方

基本理念

支え合い助け合う　誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

地域で暮らす人それぞれの抱える課題が複雑化・多様化している中では、個人の力で解決が難しい課題も多く、その解決に向けて多様な人々が関わっていくことが求められます。支え合い・助け合いを通した、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指して、「支え合い助け合う　誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

第２節　基本目標

本町の現状及び課題を踏まえ、本計画における基本目標として以下の３つを設定します。

基本目標１　人のつながりがあるまち

地域での支え合いを推進するにあたり、人のつながりがあることは前提条件となるものです。それぞれの人に個別の事情があることを踏まえつつ、地域でより安心して暮らしていけるようにしていく観点で、人のつながりの醸成を目指します。

基本目標２　支え合いの仕組みがあるまち

自助努力による問題解決が難しく、支援が必要となった場合でも、地域で安心して暮らし続けられるようにするため、専門的支援も含めた支え合いの仕組みの整備に加え、必要とする方に支援が届く体制の整備を目指します。

基本目標３　支え合いの輪が広がるまち

現在も町内で行われている支え合いの活動が、持続可能かつ町の状況に合った形で今後も発展していくよう、活動に対する適切な支援を行うとともに、住民が支え合いに広く参画していけるまちづくりを目指します。

第３節　施策体系

基本理念

支え合い助け合う　誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

基本目標１　人のつながりがあるまち

○基本施策○

1　人と人とがつながる機会の確保
2　人が集う拠点の整備
3　地域活動への住民等の主体的参加の促進

基本目標２　支え合いの仕組みがあるまち

○基本施策○

1　支援を要する方に支援が届く体制の整備
2　様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実
3　安全で安心して暮らせる地域づくり

基本目標３　支え合いの輪が広がるまち

○基本施策○

1　地域福祉の担い手づくり
2　地域福祉活動への支援
3　多様な主体と協働した地域福祉の推進

第４節　評価の仕組み

計画の実効性を確保するためには、適切なタイミングで取り組みの評価を行い、その後の取り組みの方策を再検討する必要があります。すなわち、PDCA サイクルを回していく観点で本計画を推進していくことが求められます。

取り組みの評価を通した計画の着実な推進（PDCAサイクル）

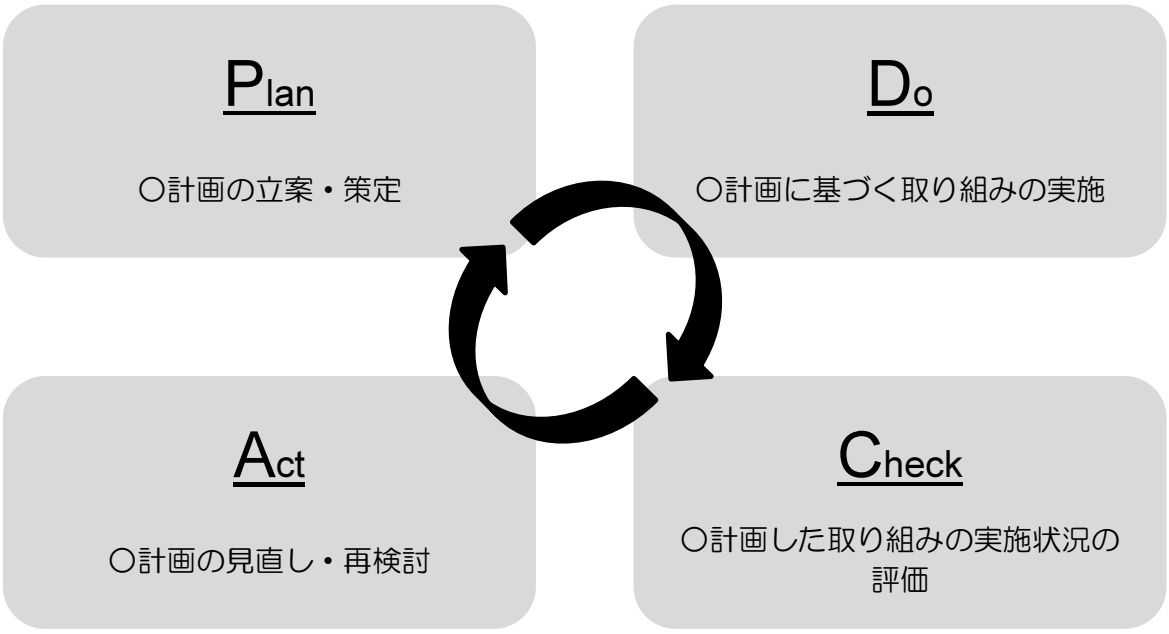

本計画においては、基本目標ごとに指標と目標値を設定しており、この指標に基づく評価を行うことで、地域福祉の着実な推進を図ります。

第４章　施策の展開

基本目標１　人のつながりがあるまち

地域での支え合いを推進するにあたり、人のつながりがあることは前提条件となるものです。そのため、人と人とがつながる機会の確保や、人が集う拠点の整備を進める必要があります。また、地域活動への住民等の主体的参加を促進し、ひいては人のつながりによる支え合いを推進していくことが重要です。「基本目標 １　人のつながりがあるまち」においては、それぞれの人に個別の事情があることを踏まえつつ、地域でより安心して暮らしていけるようにしていく観点で、人のつながりの醸成を目指し、各種の施策を展開します。

○基本施策○

1　人と人とがつながる機会の確保
2　人が集う拠点の整備
3　地域活動への住民等の主体的参加の促進

◎指標◎

項目	具体的な指標の内容	現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
地域での活動への参加状況	アンケート調査結果において、地域での活動（各種の行事・イベントやボランティア活動、趣味の活動など）に「よく参加している」または「どちらかといえば参加している」割合	32.7%	42.7%
隣近所の支援が必要な方・気にかかる方との関わり	アンケート調査結果において、隣近所に支援が必要な方・気にかかる方がいる回答者のうち、それらの方に声をかける割合 ※「声をかけたり立ち話をしたりする」または「相談にのったり手助けをしたりしている」と回答した割合	49.9%	59.9%
ふれあいサロンの箇所数	地域に住む高齢者や子育て中の方など、誰もが気軽に集える「ふれあいサロン」の箇所数	17	20

「地域での活動への参加状況」については、本基本目標における施策全体で向上させ、「隣近所の支援が必要な方・気にかかる方との関わり」については、基本施策１「人と人とがつながる機会の確保」や基本施策３「地域活動への住民等の主体的参加の促進」における人のつながりの醸成を通して達成を図ります。また、「ふれあいサロンの箇所数」は、社会福祉協議会の取り組みにおいて、設置及び必要な支援を行い、達成を図ります。

基本施策１　人と人とがつながる機会の確保

福祉に関するものに限らず、地域での活動を通したつながりの機会の確保や、世代を超えたつながりの機会の確保を図り、地域での支え合いの推進に不可欠な地域の協働体制の土台づくりを進めます。

【町の取り組み】

（１）活動を通したつながりの機会の確保

No.	施策名	担当部署	施策の内容
1	運動に関する啓発活動と実践	健康こども課 社会文化課 住民課	運動に関する啓発活動とその実践として、すわろビクス教室、栗山川ウォーキング隊、ノルディックウォーキング教室、水中ウォーキング、ユニカール教室等を開催し、生き生きクラブ（老人クラブ）等の要請に応じて実施することで、活動を通した仲間づくりの機会を確保します。
2	活動機会・生きがいの確保の推進	福祉課	社会とのつながりをもたず、家にひきこもりがちにならないよう、自分が得意なことを見つけて生きがい・やりがいを見出し、社会的な役割を担うことができるような民間の支援（互助）について、周知に取り組むとともに事業委託を通して推進していきます。
3	障害のある人の生涯学習の場の充実	社会文化課	学校教育を修了した障害のある人を対象に、一般教養、スポーツ・レクリエーション等各種事業を実施し、生活充実に必要な学習・スポーツ活動の機会を提供するとともに、地域で行われるそれらの活動に障害のある人が参加することについて、地域の理解を促進する働きかけを行います。また、町の関係部署、文化団体、スポーツ団体等と連携し、障害のある人に文化、スポーツ・レクリエーションを教えることのできる指導者の発掘を行います。
4	障害者スポーツを通じた交流の場づくり	社会文化課	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決まり、平成 30（2018）年 2 月に本町では中南米のベリーズを相手国としてホストタウンの登録がされました。これを契機とし、障害当事者団体、障害者スポーツ競技団体等と連携をしながら、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを促進します。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
5	シルバー人材センターの機能強化	福祉課	地域の日常生活に密着した就労機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献する「シルバー人材センター」を支援します。
6	高齢者の生涯学習・スポーツの推進	社会文化課 健康こども課	関係機関と連携を図りつつ、生涯学習の機会の提供を通して高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進していきます。 また、ウォーキングなどの気軽に楽しめる運動や高齢者スポーツ行事などにより、健康づくりだけでなく生きがいづくりや仲間づくりをも推進します。
7	生き生きクラブ（老人クラブ）活動の支援	福祉課	交流会をはじめ、スポーツやレクリエーション、趣味活動、健康づくりなどの活動を行う生き生きクラブの事業を支援し、高齢者の交流機会の確保を図ります。

（2）世代を超えたつながりの機会の確保

No.	施策名	担当部署	施策の内容
8	世代間交流の推進	福祉課 健康こども課 教育課	核家族化や少子化を背景に、地域での世代を超えた交流機会が減少していることを踏まえ、世代間交流を促進し、子どもたちと高齢者がふれあう機会を継続的に提供します。また、高齢者から豊かな経験と生きた知識を学ぶことを通し、子どもが高齢者を敬う気持ちや福祉のこころを育成していきます。
9	子どもたちの活動の場の確保	社会文化課	子どもたちが様々な体験をできるよう、各種団体と連携し、スポーツ大会（子ども会との連携）、つどい大会（青少年相談員との連携）、スキー＆スノーボード教室（子ども会・青少年相談員との連携）等を継続して実施するとともに、事業を通じて地域住民との交流を推進します。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
10	乳幼児とのふれあい体験	健康こども課 社会文化課	子育て支援センター・保育所・認定こども園と学校の連携により、総合的な学習の時間や夏休み等を利用して、中高生が乳幼児とふれあう機会の創出に努めます。また、「思春期教育」では、中学生を対象に、いのちの大切さを学ぶ性教育の一環として、赤ちゃんふれあい体験の機会を提供します。
11	地域の協力による職業体験機会の充実	教育課	職業意識を啓発するため、地域の各事業所に協力を依頼し、小中学生の職業体験の機会を充実させます。

【社会福祉協議会の取り組み】

・７つの地区社協と７つの分会において、高齢者等が楽しめる活動や、高齢者と小学生等が世代を超えて交流できる活動など、様々な交流事業を行えるよう、必要な支援を行います。
・生き生きクラブ（老人クラブ）の活動（交流会、スポーツやレクリエーション、趣味活動、健康づくりなど）に対して支援を行い、交流や福祉活動等を促進します。
・町の委託事業である福寿会において、ひとり暮らし高齢者を招待し、食事サービスの提供やレクリエーション・健康相談・血圧測定等を行うことで、高齢者が家の外に出て交流することができるような機会を確保します。

基本施策２　人が集う拠点の整備

気軽に訪れることのできる拠点を設け、様々な立場の方にとっての居場所を整備することで、孤立の防止や地域での困りごとの把握を図ります。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
12	地域子育て支援拠点事業	健康こども課	子育て支援センターにおいて、平日に子育て家庭を対象とした専門職員による相談指導、子育てサークルの育成支援、気軽に話せる場の提供、地域の保育資源等の情報提供などを行います。
13	子育て教室（さくらんぼクラブ）	健康こども課	健康づくりセンターと子育て支援センターとの共同により、子育てに関する講座などを開催し、保護者の育児不安を解消する場、子育て仲間を作る場とします。
14	図書館機能の充実	図書館	情報発信機能の充実と利便性向上を通じ、住民交流拠点の一つとして活用します。
15	横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」の活用	産業課	観光や移住定住などの地域情報を幅広く発信する本施設を、待ち合わせの場所や、誰でもいつでも気軽に立ち寄れる駅前のヨリドコロとして、住民の交流に活用されるようにします。

【社会福祉協議会の取り組み】

・住民が小地域で気軽に集まり、孤独感の解消や仲間づくりを行えるよう、ふれあいサロンの設置を推進し、必要な支援を行います。また、ふれあいサロンの設置は高齢者、障害者、子育て中の方など幅広い対象者を想定したものであることを周知し、様々な立場の方にとっての居場所の整備を促進します。
・子育てサークルの育成支援等について、町との協力を進め、連携しながら推進していきます。

基本施策３　地域活動への住民等の主体的参加の促進

地域の人材の参画が得られるような活動を推進するとともに、意識啓発等の充実を通して、支え合いに欠かせない住民参加を促進し、孤立の防止や生きがいの創出、地域づくりの推進等につなげます。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
16	認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発	福祉課	各種の講座等を通し、認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発を行います。 ○認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域での認知症の人や家族を支えることができるよう、認知症サポーター養成講座を推進します。 ○認知症に関する理解を促進するため、小中学校・高校生向けの認知症サポーター養成講座を継続的に実施します。また、認知症を含む高齢者に対する理解を深めるために、小中学校や地域において高齢者との交流活動を関係機関と連携し推進します。 ○広く一般町民を対象とした知識の普及を図るため、認知症予防講演会を開催します。 ○認知症ケアパスの活用と周知を推進します。
17	地域共生意識の啓発	福祉課 社会文化課 教育課	誰もが「支え手」でも「受け手」でもある地域の支え合いにより、地域の暮らしやそれぞれの生きがいを共に創出していくという、「地域共生社会」の考え方に基づき、地域住民が「支え手」として参画していけるよう、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育の充実を図るとともに、高齢者や障害者とのふれあいの場や機会づくりを通じ、地域共生社会の実現に向けた意識啓発に努めます。
18	母子保健事業における地域の人材の活用	健康こども課	各種乳幼児健診、さくらんぼクラブ等の母子保健事業の実施にあたり、子育て経験のあるボランティアの参加を得ることで、地域住民の技術や知恵を活用していきます。
19	ミニ集会を通した学校・家庭・地域の連携推進	社会文化課	子どもの健全育成を目的に、各学校及び中学校区で、地域住民や PTA などが集まり、各学校の現況や学校評価の結果等を確認し合い、課題解決に向けた情報交換を行うミニ集会を定期的に開催します。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
20	障害に関する福祉教育の充実	福祉課 教育課	町民に対し、障害についての正しい理解を促進するため、福祉講座や講演会の拡充、出前講座等の活用を通し、生涯学習での福祉教育を充実させます。 子どもの頃から障害に対する正しい理解を育んでいくため、小・中学校においては、障害のある人について理解を深め、福祉の心の醸成が図られるよう、関係職員の意識や知識・技術の向上に努めながら、福祉教育を実践していきます。また、車椅子体験・高齢者疑似体験・視覚障害者疑似体験等の福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会の充実や障害の理解促進を図ります。
21	障害理解のための啓発活動の推進	福祉課	障害に対する理解を深めるために、国や県が紹介している、「身体障害者標識」「聴覚障害者標識」「ほじょ犬マーク」「ヘルプマーク・ヘルプカード」など各種障害のある人に関するマークや、車椅子使用者駐車施設の適正な利用についての周知・普及に努め、「障害者週間」（12 月３日～９日）、「障害者雇用促進月間」（９月）等のスケジュールに合わせて広報・啓発活動を実施します。
22	対話行政による住民参加の促進	総務課	より良いまちづくりについて町長が町民と直接意見交換する「まちづくり TALK」「まちづくりを語ろう会『出前トーク』」を実施します。

【社会福祉協議会の取り組み】

・福祉のまちづくりについての作文・ポスターの募集や、各小中学校で行われる福祉体験学習への協力のほか、社会福祉協議会の事業として行う小中学生福祉体験学習会の開催等を通し、福祉やボランティアに対する啓発活動を行います。
・身体障害者福祉会の行う会員相互の交流会やスポーツ大会等の各種事業に対して支援します。
・町の委託事業である地域活動支援センター「たんぽぽ」において、障害があり雇用されることが困難な方に対し、作業訓練や生活指導を行い、活躍できる場の創出や社会参加の促進を図ります。

【地域での取り組み】

地区懇談会において、「地域でできるとよいこと」として挙げられた取り組みのうち、基本目標１「人のつながりがあるまち」に該当する部分を示します。

以下の取り組みについては、住民によって行っていけるものが多くなっています。住民がこうした取り組みを行っていけるよう、町と社会福祉協議会が必要な支援を検討し、連携して支援していくほか、先に挙げた町の取り組みを通してニーズを満たしていきます。

項目	取り組み（代表的なものを抜粋）
近所での声かけ	○あいさつ ○ひとり暮らしの方・子ども・外国人の方等への声かけ ○見守り、見回り（安否確認） ○気になったことを話してみる ○コミュニティへの適度な勧誘
地区での関係性づくり	○子どもが生まれた際にお祝い・お披露目（名前を覚える関係に） ○各世帯の自己紹介 ○地域での協働によるイベント実施（スポーツ、祭りなど） →継続的に顔を合わせられる団体に
交流機会・居場所づくり	○集いの場の設置（誰でもいつでも来て話せる場、子どもが集まれる場、魅力ある訪れたい場所など） ○同年代同士の集まりの実施 ○年代を超えた交流（小学校でお年寄りと遊ぶ、お年寄りの知恵を頂く場など） ○地区懇談会の継続的な実施
自治会活動	○加入の促進 ○地域行事の充実 ○回覧板等によるやり取り
その他	○地域の清掃活動

基本目標２　支え合いの仕組みがあるまち

自助努力による問題解決が難しく、支援が必要となった場合でも、地域で安心して暮らし続けられるようにするため、困難に応じたきめ細かな支援を充実させていくのみならず、支援を要する方に支援が届く体制を整備することが重要です。また、地域での見守り等を通し、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めることが求められます。「基本目標２　支え合いの仕組みがあるまち」においては、複合的課題など、個別の福祉分野のみでは対応が難しい課題も視野に入れ、具体的な支え合いの仕組みの整備を目指し、各種の施策を展開します。

○基本施策○

1　支援を要する方に支援が届く体制の整備
2　様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実
3　安全で安心して暮らせる地域づくり

◎指標◎

項目	具体的な指標の内容	現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
横芝光町社会福祉協議会の認知度	アンケート調査において、横芝光町社会福祉協議会について「名前も活動内容も知っている」と回答した割合	21.1%	31.1%
成年後見制度の認知度	アンケート調査において、成年後見制度について内容を知っている割合 ※「制度の内容を知っており、活用するにはどうすればいいかも知っている」または「制度の内容は知っているが、活用するにはどうすればいいのか知らない」と回答した割合	28.5%	38.5%

「横芝光町社会福祉協議会の認知度」については、本計画における社会福祉協議会の取り組み全体で向上させ、「成年後見制度の認知度」については、施策 No.55「成年後見制度の利用支援」における周知等を通して達成を図ります。

基本施策１　支援を要する方に支援が届く体制の整備

支援を要する方の困りごとの内容に応じて適切な支援につながるよう、支援に関する情報の提供や相談支援の体制を強化していくとともに、支援機関間の連携を通して適切な支援のあり方を検討し、支援を要する方が支援へのアクセスを確保できる体制の整備を進めます。

【町の取り組み】

（１）適切な支援につなげる相談支援体制の整備

No.	施策名	担当部署	施策の内容
23	子育てに関する包括的な相談支援の体制整備	健康こども課	子育て支援センターにおいて、電話育児相談（たんぽぽテレホン）に保育士が対応するなど、各種相談体制を整備します。また、子育て世代包括支援センター「プラムっこ」において、教育・保育施設や各種子育て支援に関する情報提供、子育てに関する相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築します。
24	児童・生徒の心の悩みに関する相談・支援体制の充実	教育課	小中学校に、スクールカウンセラー、心の教室相談員を配置し、いじめや不登校等、児童・生徒の相談に対応します。また、思春期の心のケアについて、事例研究やケース会議を行い、担当者の資質・能力の向上を図るとともに、関係機関と連携した相談活動を推進します。
25	乳幼児健康診査を通した要支援ケースの把握とその後の支援	健康こども課	乳児から就学前までの児を対象に健康づくりセンター「プラム」で各種の乳幼児健康診査・各種相談（栄養・歯科・保健相談）を行い、育児疲れチェック等のアンケートや面談の結果において育児不安が高いと判断されるなど、今後も支援が必要な場合は、事後指導・支援につなげます。
26	子育てガイドブックの作成・配布	健康こども課	子育てガイドブックを作成するとともに、母子健康手帳交付時の配布や転入者への配付等により、妊娠届出から就学前まで一貫したサービスの情報提供を行います。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
27	発達相談及び早期発見・早期療育の体制整備	健康こども課	乳幼児の各種健診を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見を図るとともに、発達面で経過観察が必要な子ども等を対象に、臨床発達心理士等による発達相談を実施し、専門的な支援が必要な場合には、関係機関につなぎます。 また、発達に遅れがみられる乳幼児を対象に、遊びを通してその乳幼児に合った指導を行う「療育教室」や、各種相談事業において、発達を促します。
28	療育支援コーディネーターの設置	福祉課	発達等に心配がある子どもの相談や障害のある子どもの幼少期から成人期までの一貫した支援体制の継続に向けた仕組みづくり、児童期における療育支援及びその後の移行期の連絡調整(福祉、医療、教育など)の連携を円滑にする「療育支援コーディネーター」を香取海匝地域と共同で引き続き設置します。
29	障害に関する相談支援体制の充実・強化	福祉課	障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な地域の相談支援体制の強化に向け、山武圏域３市３町で基幹相談支援センターを設置します。
30	高齢者やその家族に対する相談支援体制の充実・強化	福祉課	地域包括支援センターなどの身近な相談窓口に加え、ケアマネジャー、介護事業者及び民生委員・児童委員等、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制の充実・強化を図ります。
31	自殺対策の相談体制の強化	健康こども課	健康づくりセンター「プラム」で常に相談できる体制を整備し、希望に応じて訪問による対応を行います。また、町の各種相談窓口に自殺対策のマニュアルをつくり、全相談窓口が連携してつながる体制を整備します。さらに、各種の相談事業の周知に努めます。
32	人権相談の充実	住民課	複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権擁護委員による定期相談を実施するのに加え、同日開催の行政・心配ごと相談の行政相談員や民生委員・児童委員と連携しながら相談に対応します。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
33	児童発達支援センターの整備	福祉課	障害のある子どもに対する支援を充実させるため、「山武圏域自立支援協議会」「香取海匝地域療育システムづくり検討会」による広域での情報共有を図りつつ、社会福祉法人等における民間活力の活用を視野に入れた児童発達支援センターの整備を推進します。

（２）適切な支援を検討する協議体制の整備

No.	施策名	担当部署	施策の内容
34	庁内ケース連絡会	福祉課 健康こども課	福祉課、健康こども課、町立東陽病院、地域包括支援センターが参加し、各部署における困難ケースへの対応を共有する「ケース連絡会」の場において、複合的な課題を有する家庭など、個別の分野のみでは解決が難しい事例等も含め、適切な支援のあり方を検討していきます。
35	地域療育システムづくり検討会	福祉課	障害のある子ども及びその保護者または養護者に対する相談支援を行い、地域の療育支援体制を構築するための「香取海匝地域療育システムづくり検討会」を活用し、引き続き障害のある子どもの地域生活支援の促進を図ります。
36	医療的ケア児の支援	福祉課 健康こども課	山武圏域自立支援協議会の障害児部会で「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を設置しており、地域における医療的ケア児等が必要な支援を円滑に受けることができるよう、体制の整備に努めます。
37	生活支援のコーディネート機能の強化	福祉課	地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。コーディネーターにより多様な関係機関の情報共有及び連携・協働の取り組みを推進し、地域のニーズと資源をマッチングしていきます。
38	地域ケア会議の推進	福祉課	３つの地域ケア会議における医療・介護サービスに係る多職種の協働により、個々の高齢者への最適な支援方法やサービスの検討を行い、また、そこから地域課題の抽出、対応するための施策検討まで段階的に幅広く検討していきます。 ①個別地域ケア会議 ②自立支援型地域ケア会議 ③地域ケア推進会議

No.	施策名	担当部署	施策の内容
39	横芝光町自殺対策連絡協議会	健康こども課	自殺防止のための普及啓発や個別支援等に関して、本町における自殺対策を総合的に推進するために設置される横芝光町自殺対策連絡協議会において、庁内部局や関係機関等の間での情報交換や連携・協力の推進、広報及び啓発活動の推進等に関する協議を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

・町社協や地区社協の広報紙、ホームページ、チラシの世帯配布等により情報を発信します。また、目の不自由な方や高齢者等に向け、ボランティアの協力を得て、町広報紙を CD に録音した「声の広報」の作成とホームページ上での音声サービスを行います。
・生活支援コーディネーターを中心に高齢者等からの相談に応じるとともに、地域資源開発・ネットワーク構築・ニーズと地域の取り組みとのマッチング等のコーディネート業務を行います。
・心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催し、町民の様々な悩みごとの相談に応じます。

基本施策２　様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実

困りごとのある方が、必要な支援・サービスを利用できるよう、具体的な支援・サービスの拡充や質の向上、支援の仕組みづくりを図り、既存の分野の枠に収まらない複合的課題への対応も含め、様々な状況に応じたきめ細かな支援を充実させます。

【町の取り組み】

（１）各福祉分野における支援の充実

No.	施策名	担当部署	施策の内容
40	教育、保育、子育て支援の充実	健康こども課	地域のニーズに基づいた教育・保育の体制整備や地域子育て支援事業の体制確保を、横芝光町子ども・子育て支援事業計画に基づいて進めます。
41	家庭訪問事業	健康こども課	虐待の可能性など家庭での様子を把握するため、乳幼児健康診査未受診者、経過観察児を対象に、保健師が家庭を訪問し、相談・指導を行います。また、児童相談所等の関係機関との連携を強化します。
42	要保護児童対策地域協議会事業	健康こども課	要保護児童対策地域協議会の開催により、個別のケース等について関係者間の情報共有・連携を図り、虐待防止・児童の非行防止を図ります。
43	ひとり親家庭への支援	健康こども課 社会文化課	18 歳以下の児童を養育しているひとり親家庭の父母及びその児童等を対象とした医療費等の助成や、ひとり親家庭の社会体育施設使用料の減免等を通し、経済的な支援を行います。
44	障害福祉サービス等の充実	福祉課	地域のニーズに基づいた障害福祉サービス等の体制の確保を、横芝光町障害者福祉計画に基づいて進めます。
45	就学支援・相談体制の充実	福祉課 教育課	関係機関との連携を密にして、障害の種類や程度に応じた、適切な就学を推進するための就学相談を実施します。
46	障害のある人の就労に向けた支援の充実	福祉課	町内及び広域の事業所に対し、障害のある人の雇用について普及啓発を行います。また、就労支援に携わる関係者同士の連携を強化して、障害のある人の雇用を引き続き促進します。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
47	障害者虐待の防止の推進	福祉課	関係機関との連携強化、町障害者虐待防止センターの相談窓口の周知等を通じて、虐待の早期把握、予防、虐待を受けた障害者や障害者の養護者への支援等の取り組みを進め、障害者虐待の防止を推進していきます。
48	高齢者向けサービスの提供体制の確保	福祉課	地域のニーズに基づいた、各種の介護サービス等の提供体制の確保を、横芝光町介護保険事業計画に基づいて進めます。
49	認知症施策の推進	福祉課	認知症は誰でもがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものです。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体で予防の取り組みや、地域住民への正しい知識の普及や支援を推進します。
50	独居高齢者等実態把握	福祉課	ひとり暮らし高齢者等に対する支援に向けて、その暮らしの状況等についての情報を把握するため、必要に応じて訪問し、また関係機関との情報共有に努めます。
51	緊急通報装置の設置	福祉課	ひとり暮らし高齢者等で慢性疾患などにより日常注意を要する状態にある方や、高齢者世帯の方を対象に、急病時等の不安を和らげ安心した日常生活を送れるよう、緊急通報装置を貸与します。また、緊急通報装置を必要とする対象者の確認を徹底します。
52	配食サービス	福祉課	日常生活に支障のあるひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、安否確認と栄養改善を兼ね自宅に食事を届けるサービスを実施します。
53	高齢者虐待の防止の推進	福祉課	「地域包括ケアシステム」を活用して、高齢者虐待の未然防止、早期把握、予防、虐待を行った養護者への支援等の取り組みを進め、高齢者虐待の防止を推進していきます。

（２）分野を超えた支援の充実

No.	施策名	担当部署	施策の内容
54	ダブルケアへの対応	健康こども課 福祉課	子育てと親の介護が同時に発生する、いわゆる「ダブルケア」に関し、各種乳幼児健診の際などに把握された困難ケースについて、地域包括支援センターなど関係機関につなぐことなどで面的な支援を図ります。
55	成年後見制度の利用支援	福祉課	認知症や障害等により日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービスの契約や金銭管理などの援助を行う「成年後見制度」の周知に努めるとともに、成年後見制度の町長申立て及び後見人等の報酬費用扶助等を通して利用支援を行います。
56	生活困窮者への支援	福祉課	病気などで生活が困窮した場合、就労支援や生活資金の貸し付け等へつなぎ、関係機関との連携の強化を図ります。また、生活保護制度により、生活負担の軽減を図ります。
57	ひきこもりへの支援	福祉課 健康こども課	ひきこもりに至るには様々なケースがあることを鑑み、各種の相談窓口において問題を把握して適切な支援につなげられるよう、対応方法について分野を超えて共有を図り、ケースに即した対応を行えるよう努めます。
58	DV への対応	福祉課 健康こども課	DV に関する相談窓口の周知、利用可能な制度等の情報提供に努めるとともに、国・県関係機関等が開催する研修等に積極的に参加し、職員の資質や相談技術の向上を図ります。また、地域配偶者暴力相談支援センター（健康福祉センター）、女性サポートセンター、警察、母子生活支援施設、中核地域生活支援センター等関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげます。

【社会福祉協議会の取り組み】

・一時的に車椅子が必要となった方に車椅子の貸し出しを行います。
・一時的に生活困窮に陥った世帯等への貸付により自立の促進を行います。
・地区敬老会等の機会において、対象となる高齢者を限定せず、幅広く参加できるようにすることで、日中独居など世帯外からは捉えにくい困難な事例について、その実情の把握に努めます。
・地区社協や分会などでは、移り住んで日が浅い方など、地域で気になる方に対して直接行事のお声がけ等を行っている例もあることから、そうした好事例の共有を進め、取り組みとして広がっていくよう努めます。
・千葉県後見支援センター（すまいる）が行う日常生活自立支援事業（高齢者や障害者等を対象とした、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全サービス）の相談受付、援助を行います。

基本施策３　安全で安心して暮らせる地域づくり

地域における災害時の準備や防犯対策等による安全確保を進めるとともに、見守り等の具体的な支え合いの仕組みの構築や、移動支援、ユニバーサルデザインなどによる使いやすい施設の整備等を通して、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

【町の取り組み】

（１）地域における安全の確保

No.	施策名	担当部署	施策の内容
59	地域防災体制の強化	環境防災課	今後発生が予想される大規模災害に備え、住民の防災意識の向上や防災訓練の実施、自主防災組織育成など、ソフト面の強化とともに、必要物資の確保や避難路の整備など、ハード面の対策にも取り組みます。
60	災害時要支援者名簿の整備と活用	福祉課 健康こども課	独居高齢者、高齢者世帯、障害者や介護保険における介護認定者（要介護３以上の方）、妊婦や新生児など、災害時の避難行動に支援が必要な方について、情報を整理・共有し、町防災訓練時における行政総務員への名簿提供等を通して、避難誘導や安否確認、避難所での生活支援などを的確に行える体制を整備します。
61	災害時の避難場所の整備	環境防災課 健康こども課 福祉課	災害時の避難所が、様々な状況の人にとって使いやすいものとなるよう、傷病者・高齢者・障害者・乳幼児・妊婦等の要配慮者用スペースを優先的に確保します。また、高齢者や障害者等で一般の避難所での対応が困難な場合は、町内養護老人ホームや特別養護老人ホーム、障害関連施設や児童施設等と連携し、福祉避難所として提供します。
62	高齢者の交通安全	環境防災課	高齢者が交通事故にあうことなく、また、交通事故を起こすことがないよう、交通安全啓発の充実を図ります。また、運転に不安を感じている高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境づくりを進めるなど、時代に即した交通安全対策強化を図ります。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
63	地域における子どもの防犯対策	教育課 環境防災課 健康こども課	子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供、関係機関・団体との情報共有、多様な担い手と連携した登下校時等の安全対策を推進します。

（２）安心を支える地域体制の整備

No.	施策名	担当部署	施策の内容
64	障害者差別解消支援地域協議会の活用	福祉課	障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、山武郡市３市３町共同で組織する山武圏域障害者差別解消支援地域協議会において、地域の実情に応じた差別解消のための取り組み事例や相談事例等を検討し、関係機関と連携を図ります。
65	地域における見守り及び支援体制づくりの推進	福祉課	障害のある人やひとり暮らし高齢者などの安否確認のための事業として、民生委員・児童委員の訪問や配食サービスを実施するほか、近所の方や地域で活動する団体、事業者などと連携して、見守りの目を増やし、地域でのつながりを大切にしながら、地域全体で見守るネットワークづくりを推進します。
66	認知症高齢者の支援体制づくり	福祉課	認知症となってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での見守りや、各機関で気になったことをつなぐ体制づくりを徹底し、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。
67	誰もが使いやすい施設等の整備	企画空港課 財政課 都市建設課 福祉課	千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設や道路環境などの再整備において、ユニバーサルデザインによる人にやさしいまちづくりを推進するとともに、高齢者や障害者の住宅改良のための相談・情報提供を充実させていきます。 また、駅やバスなどの公共交通機関等に関して、バリアフリー化を促進していきます。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
68	移動に対する支援	福祉課 企画空港課	日常生活で移動に困難を抱える方を対象に、各種の支援を行います。 ○通院等の際に移送困難な高齢者及び身体障害者に対し、外出支援車両による送迎サービスを提供します（社会福祉協議会への委託）。 ○心身障害者（児）及び高齢者に対して、運転手の確保ができることを条件に福祉カー（リフト付きワゴン車）の貸し出しを行います（社会福祉協議会への委託）。 ○重度の心身障害者を対象に、生活範囲を広げることを目的にタクシー代の一部を助成します。 ○乗合タクシー、町内循環バスについて、運転免許返納者や障害者への運賃割引について周知を図るとともに、利用を促進します。

【社会福祉協議会の取り組み】

・防災に関する教育の機会を提供できるよう支援し、防災教育の取り組みが広がるよう努めます。
・災害発生時、被災者の生活復興のため災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。また、災害ボランティアセンターにご協力頂ける団体等の呼びかけや運営の担い手の養成を行います。
・ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者の様子をうかがうため、定期的に電話をかける「声の訪問サービス」を実施します。
・町の委託事業として、外出支援サービスや福祉カーの貸し出しを行います。

【地域での取り組み】

地区懇談会において、「地域でできるとよいこと」として挙げられた取り組みのうち、基本目標２「支え合いの仕組みがあるまち」に該当する部分を示します。

以下の取り組みについては、住民によって行っていけるものと、行政における取り組みが求められるものとがありますが、後者については、先に挙げた町の取り組みに入っているものも多いことから、本計画に掲げた施策の推進を図っていくとともに、住民との協力が求められる事項については、必要な支援を検討します。

項目	取り組み（代表的なものを抜粋）
情報環境の整備	○スマホで見られる情報提供 ○インターネットの環境整備
災害時の対応	○災害時の共助 ○いざという時の地区での集合場所の決定・共有
日常生活の支援	○ゴミ出しの手伝い ○子守り（高齢者が担うことで世代を超えて交流） ○配達等の支援 ○移動手段の充実（乗り合いタクシーの充実、バス停・バス便の拡充）
その他	○健康づくりへの支援・病気の際の支援 ○緊急連絡先の共有

基本目標３　支え合いの輪が広がるまち

地域における人のつながりや、具体的な支え合いの仕組みをベースとして、支え合いの活動が持続可能かつ町の状況に合った形で今後も発展していくためには、地域福祉の担い手づくりや、地域福祉活動への支援が求められるとともに、多様な主体と協働して地域福祉を推進していく観点が重要となります。「基本目標３　支え合いの輪が広がるまち」においては、活動に対する適切な支援を行うとともに、住民が支え合いに広く参画していけるまちづくりを目指し、各種の施策を展開します。

○基本施策○

1　地域福祉の担い手づくり
2　地域福祉活動への支援
3　多様な主体と協働した地域福祉の推進

◎指標◎

項目	具体的な指標の内容	現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
地域での支え合い、助け合いへの評価	アンケート調査において、本町の地域での支え合い、助け合いを「よくやっていると思う」または「どちらかといえばやっていると思う」と回答した割合	42.2%	52.2%
ボランティア登録者数	横芝光町社会福祉協議会において登録されているボランティアの人数	409	450
住民たすけあいサービスの協力会員数	買い物やごみ捨てなど日常生活に支障がある方に対してサービスを提供する「協力会員」の人数	14	20

「地域での支え合い、助け合いへの評価」については、本基本目標における施策全体で向上させ、「ボランティア登録者数」については、基本施策１「地域福祉の担い手づくり」や基本施策２「地域福祉活動への支援」におけるボランティア活動の担い手養成、活動への支援を通して達成を図ります。また、「住民たすけあいサービスの協力会員数」は、社会福祉協議会の取り組みにおいて、地域住民の参加と協力を得て、達成を図ります。

基本施策１　地域福祉の担い手づくり

地域福祉を具体的に推進する人材の養成・支援を行うことで、地域福祉の発展を推進します。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
69	地域健康づくり活動の推進	健康こども課	保健推進員や食生活改善推進員など、地域で健康づくりの実践指導にあたるリーダーやボランティアの養成と組織化を図ります。
70	介護予防の推進	福祉課	高齢者が自分に合った介護予防活動に継続的に参加することで、いつまでも住み慣れた地域で活発に過ごすことができるよう、活動を支援するボランティアの養成や研修等により、介護予防活動の体制づくりを推進します。また、介護予防活動という地域の支え合いにおいて、元気な高齢者が「受け手」ばかりではなく「支え手」にもなる仕組みづくりを進めることで、介護予防や生きがいづくりの推進を図ります。
71	ゲートキーパーの養成	健康こども課	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」の養成に向け、町の各種団体を対象として、ゲートキーパー養成講座を実施するほか、一般町民向けゲートキーパー養成講座を実施します。

【社会福祉協議会の取り組み】

・地区社協・ボランティア活動等福祉活動の担い手を養成、発掘するため、各種講座等を開催します。
・小中学生に対し、ボランティア活動を体験する機会や、福祉について考える機会を提供するため、福祉体験学習会を開催します。
・地区社協やボランティア活動の情報を発信し、地域福祉活動への町民の参加を促進します。

基本施策２　地域福祉活動への支援

地域の住民や団体による具体的な地域福祉活動を促進するため、情報提供、知識・技術習得の支援等を行います。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
72	障害者団体等の活動支援	福祉課	障害者団体は、障害のある人の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も、障害のある人や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。 また、障害のある人が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、障害者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動を促進します。さらに、団体には所属していない障害当事者、家族等の交流の場づくりについても支援していきます。
73	民生委員・児童委員の活動支援	福祉課	地域福祉活動において重要な役割を担っている民生委員・児童委員に対し、各種の情報提供や、研修等を通した知識・技術習得の支援に努めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

・地域住民の参加と協力を得て、援護を必要とする方に対し、低額な料金で家事援助・買い物代行等生活支援サービスを行う「住民たすけあいサービス」を通し、住民相互の助け合い推進に努めます。
・ボランティア連絡協議会において、情報収集及び情報提供等の活動支援、ボランティア派遣事業のコーディネート等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。
・福祉団体等へ助成金の交付を行います。

基本施策３　多様な主体と協働した地域福祉の推進

地域福祉の充実を図るため、民間の力の活用・公私協働の視点を含め、多様な主体と協働した地域福祉の推進を図ります。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
74	障害に関する当事者団体・支援団体との連携	福祉課	本町の関連部署と当事者団体や支援団体などとの連携を深め、情報交換や意見交換を行うことで相互理解と情報共有に努めます。
75	園長会議の開催による関係機関の連携	健康こども課	認定こども園・保育所との関係者会議（ケース連絡）を実施し、情報交換を行うことで、連携を推進します。
76	自主的な活動の創出支援	企画空港課	地域課題の解決に向け、ビジネスの手法を用いて地域住民が主体的に解決に当たる「コミュニティビジネス」や NPO などとの連携強化による協働のまちづくりに努めます。
77	地域福祉に関する多様な主体との協議の機会の確保	福祉課	地域で生じている困りごとについて、それぞれの機関・団体等が把握する情報を共有し、お互いの活動によりその解決に資することができないか等につき協議するため、また、活動状況を精査し、今後の協力体制のあり方等について協議するため、地域福祉に関する多様な主体との協議の機会の確保を検討し、地域福祉の推進を図ります。

【社会福祉協議会の取り組み】

・行政、福祉事業者、福祉関係団体、ボランティア等との連携を強化し、ニーズの把握・情報収集に努め、各種福祉サービスへつなげるなど、相談機能の充実を図ります。

【地域での取り組み】

地区懇談会において、「地域でできるとよいこと」として挙げられた取り組みのうち、基本目標３「支え合いの輪が広がるまち」に該当する部分を示します。

以下の取り組みは、行政の関与も求められるものですが、住民たすけあいサービスなど、本計画に挙げた取り組みによりニーズを満たせる面も大きいことから、本計画の施策の推進を図っていくとともに、今後も必要な取り組みを検討します。

項目	取り組み（代表的なものを抜粋）
地域福祉の推進	○ボランティアを要する人・したい人のマッチング ○空き家の解消

資料編

１．計画策定の経過

月日	実施項目	内容
令和２年３月	町民アンケート調査	地域福祉に関する町民の現状や意識を把握
令和２年６月	団体アンケート調査	地域福祉関連の活動団体を対象とし、地域福祉に関する現状や課題を把握
令和２年８月５日	団体ヒアリング調査	地域福祉関連の活動団体に対して対面でのヒアリングを行い、現状や課題を把握
令和２年８月 24 日	令和２年度第１回横芝光町地域福祉計画策定委員会	計画について概要の説明、調査結果の報告
令和２年 10 月 19 日	令和２年度第２回横芝光町地域福祉計画策定委員会	計画骨子案（第１章～第３章）について検討
令和２年 11 月 18 日	地区懇談会	必要な取り組みについて住民の声を聞く場としてワークショップを実施
令和２年 12 月 17 日	令和２年度第３回横芝光町地域福祉計画策定委員会	計画素案（第１章～第４章）について検討
令和３年１月 15 日 ～令和３年２月 15 日	パブリックコメント	計画案に対する意見を町民等から募集
令和３年２月 17 日 ～令和３年３月１日	令和２年度第４回横芝光町地域福祉計画策定委員会 （書面協議）	計画案の修正報告、意見募集、計画案の承認

２．横芝光町附属機関に関する条例

令和２年３月１２日
条例第４号

（趣旨）

第１条　この条例は、法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、本町の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

（委嘱等）

第３条　委員は、町長（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第６条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

２　委員の任期は、別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第４条　附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第３項において単に「副会長」という。）を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

２　会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が２人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第５条　附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

５　前各項に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（横芝光町特別職報酬等審議会条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）　横芝光町特別職報酬等審議会条例（平成１８年横芝光町条例第３９号）

（２）　横芝光町土地家屋評価審議会条例（平成１８年横芝光町条例第５６号）

（３）　横芝光町スポーツ推進審議会条例（平成１８年横芝光町条例第７９号）
（４）　横芝光町成田国際空港関連問題対策委員会条例（平成１８年横芝光町条例第１０６号）
（５）　横芝光町農業振興地域整備促進協議会条例（平成１８年横芝光町条例第１１１号）
（６）　横芝光町予防接種健康被害調査委員会条例（平成２９年横芝光町条例第１号）

（経過措置）

３　この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

４　この条例の施行の際現に従前の附属機関等にされた諮問で答申されていないものはそれぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続はそれぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

５　この条例の施行の際現に従前の附属機関等の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長の職にある者は、それぞれ別表に掲げる同一の名称の新附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長として互選により定められたものとみなす。

別表（第２条、第３条）

１　町長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
横芝光町行政改革推進委員会	町の行政改革の推進について必要な事項を調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	１５人以内	町政について優れた識見を有する者	２年
省略					
横芝光町民生委員推薦会	民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）第６条の規定により民生委員候補者の適否を審議すること。	委員長 委員	１４人	（１）町議会議員 （２）民生委員 （３）社会福祉事業の実施に関係のある者 （４）町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 （５）教育に関係のある者 （６）関係行政機関の職員 （７）学識経験者	３年
横芝光町地域福祉計画策定委員会	次に掲げる事項を所掌する。 （１）計画の策定に関すること。 （２）その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。	会長 副会長 委員	１５人以内	（１）学識経験者 （２）福祉団体の代表者 （３）福祉に関する事業に従事する者 （４）町民の代表 （５）関係行政機関の職員	計画の策定が終了したときまでとする。

横芝光町障害者計画等策定委員会	次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に提言すること。 （1）障害者計画の策定に関すること。 （2）障害福祉計画の策定に関すること。 （3）障害児福祉計画の策定に関すること。 （4）その他関連施策で必要な事項に関すること。	委員長 副委員長 委員	２０人以内	（1）障害者団体の代表者 （2）学識経験者 （3）医療関係者 （4）障害者又は障害児の福祉に関する事業に従事する者 （5）関係行政機関の職員	障害者計画等の策定が終了したとき。
省略					

３．横芝光町地域福祉計画策定委員会委員名簿

（敬称略）

No.	選出区分		団体名・役職等	氏　名
1	１号委員	学識経験者	横芝光町議会民生文教常任委員会・委員長	川島（かわしま）　仁（ひとし）
2	２号委員	福祉団体の代表者	横芝光町社会福祉協議会・会長	大木（おおき）　清（きよし）
3			横芝光町民生委員児童委員協議会・会長	田鍋（たなべ）　悦央（よしお）
4			横芝光町ボランティア連絡協議会・会長	椎名（しいな）　美枝子（みえこ）
5			横芝光町身体障害者福祉会・会長	五木田（ごきた）　勲（いさお）
6			横芝光町保健推進員・代表	佐久間（さくま）　幸子（さちこ）
7	３号委員	福祉に関する事業に従事する者	特別養護老人ホーム施設の代表 特別養護老人ホーム第二松丘園・施設長	村越（むらこし）　善子（よしこ）
8			横芝光町地域包括支援センター・管理者	長澤（ながさわ）　三佐子（みさこ）
9			障害者（児）支援事業施設の代表 （有）あいの手介護サービス・代表取締役	小林（こばやし）　幸夫（ゆきお）
10			子育て支援センター光・支援センター長	熊切（くまきり）　悦子（えつこ）
11	４号委員	町民の代表	町民の代表者（公募）	内田（うちだ）　美穂（みほ）
12			町民の代表者（公募）	加瀬（かせ）　百合子（ゆりこ）
13	５号委員	関係行政機関の職員	横芝光町福祉課長	向後（こうご）　和彦（かずひこ）
14			横芝光町健康こども課長	萩原（はぎわら）　浩己（ひろみ）

４．用語集

用語	意味
基幹相談支援センター	障害のある方やその家族の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）等に関わらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を総合的に行う。市町村または市町村が委託する者が設置者となる。
健康づくりセンター「プラム」	本町における、健康の保持・増進等保健サービスの総合窓口となる施設。母子・成人・高齢者の健康診査やがん検診、健康相談・健康教育・家庭訪問等の保健指導等の各種事業を行う。
子育てサークル	育児をしている親同士が楽しく子育てができるように、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成された団体。
子育て支援センター	地域における子育て支援や交流の拠点。育児相談、子育て支援情報の提供、子育てサークルなどへの支援、関係機関との調整、子育て交流会の開催などを行う。
子育て世代包括支援センター「プラムっこ」	本町における、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。健康づくりセンター「プラム」内に設置されている。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織。本町においては、横芝光町社会福祉協議会と、７つの地区社会福祉協議会が活動している。一般的に「社協」という略称が用いられる。
障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律や交付主体等はそれぞれ異なるが、いずれの手帳を所有する場合でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられる。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置する、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が地域で一体的に提供される体制。団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に構築していくことが全国的に目指されている。

用語	意味
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする応援者。自治体（市町村・都道府県）等が実施する「認知症サポーター養成講座」を通して全国的に養成される。
バリアフリー	障害者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。
PDCA サイクル	計画の推進において、Plan（計画の立案・策定）-Do（計画に基づく取り組みの実施）-Check（実施状況の確認・評価)-Act（評価結果を踏まえた計画の見直し）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。
福祉避難所	障害者や高齢者、妊産婦や乳幼児、病弱な人とその家族等のうち、一次避難所（小学校等）での生活が困難な人が対象となる二次避難所で、市町村が必要に応じて保健福祉センターや民間の福祉施設などに開設する。設置にあたっては、災害救助法に基づき市町村が福祉施設などと事前に協定を締結する。
民生委員・児童委員	「民生委員」は、社会福祉の増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を無給で行う。民生委員法に基づいて委嘱され、非常勤の地方公務員としての身分を有する。また、民生委員は、児童福祉法により、妊娠中や子育て期の不安等に関する相談や支援を行う「児童委員」も兼ねることとされる。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、能力、障害等に関わらず、すべての人にとって快適に利用しやすいように設計されたもの。
要介護（要支援）認定者	保険者である市町村に設置される介護認定審査会において、要介護（要支援）状態にあると判定された者。要介護（要支援）の程度に応じて要介護１～５（要支援１・２）の区分があり、数値が高いほど、より重度と判定されたことを示す。この認定に基づき、介護保険制度上で介護サービスを受けることができる。
ワークショップ	英語（Workshop）では、仕事場、作業場といった意味を持つ。参加者自身が議論や体験の主体となる、参加体験型の学習を指す。特にまちづくりの分野においては、地域課題の解決等に向けた議論への住民参加の機会として用いられる。

横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発　行：令和３年３月

編　集：横芝光町　福祉課

〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川 11902

電話番号：0479-84-1257　／　FAX：0479-84-2713